

2 都道府県別経済財政モデルのデータ推計方法

2.1 年金部門

2.1.1 厚生年金

負担

使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 4.厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）...事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

推計方法

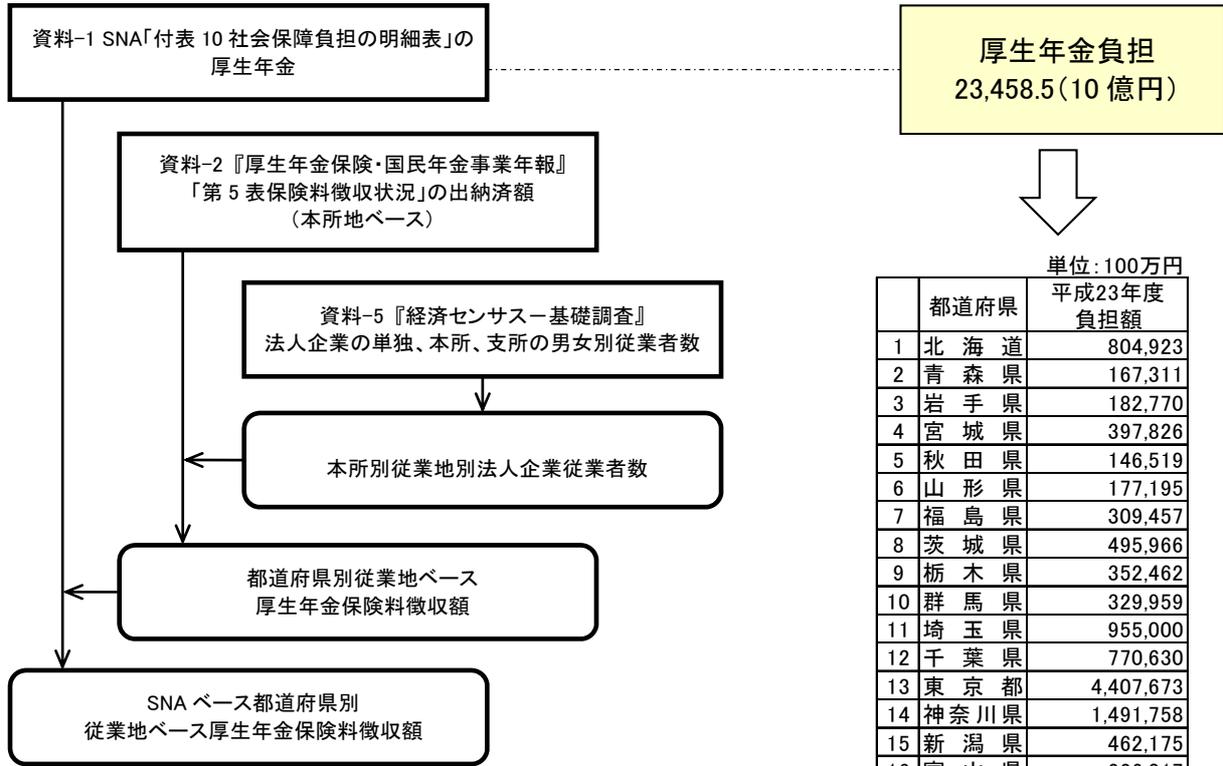
- ・都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNAベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i \frac{\sum_{k=1}^{47} L_{ik}}{\sum_{k=1}^{47} L_{ik}} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_k}$$

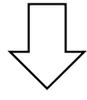
- Cw_j : 都道府県 j の従業地ベース厚生年金徴収料
 Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース厚生年金徴収料
 C_{SNA} : SNA ベースの厚生年金徴収料（全国）
 L_{ij} : 本所地都道府県 i、従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2の「第5表 保険徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。資料-5（平成19年度以前は資料-3および4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料3によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料4から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサス基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5のみで計算を行っている。

推計フロー



厚生年金負担
23,458.5(10 億円)



単位: 100万円

	都道府県	平成23年度 負担額
1	北海道	804,923
2	青森県	167,311
3	岩手県	182,770
4	宮城県	397,826
5	秋田県	146,519
6	山形県	177,195
7	福島県	309,457
8	茨城県	495,966
9	栃木県	352,462
10	群馬県	329,959
11	埼玉県	955,000
12	千葉県	770,630
13	東京都	4,407,673
14	神奈川県	1,491,758
15	新潟県	462,175
16	富山県	226,017
17	石川県	207,221
18	福井県	141,623
19	山梨県	139,267
20	長野県	374,580
21	岐阜県	336,566
22	静岡県	762,829
23	愛知県	1,662,574
24	三重県	322,031
25	滋賀県	248,747
26	京都府	420,227
27	大阪府	1,977,535
28	兵庫県	869,203
29	奈良県	158,399
30	和歌山県	123,850
31	鳥取県	84,841
32	島根県	108,203
33	岡山県	325,489
34	広島県	527,010
35	山口県	231,860
36	徳島県	115,543
37	香川県	176,116
38	愛媛県	219,257
39	高知県	99,583
40	福岡県	853,101
41	佐賀県	129,488
42	長崎県	186,868
43	熊本県	247,000
44	大分県	171,345
45	宮崎県	169,962
46	鹿児島県	231,306
47	沖縄県	159,234
	合計	23,458,499

給付

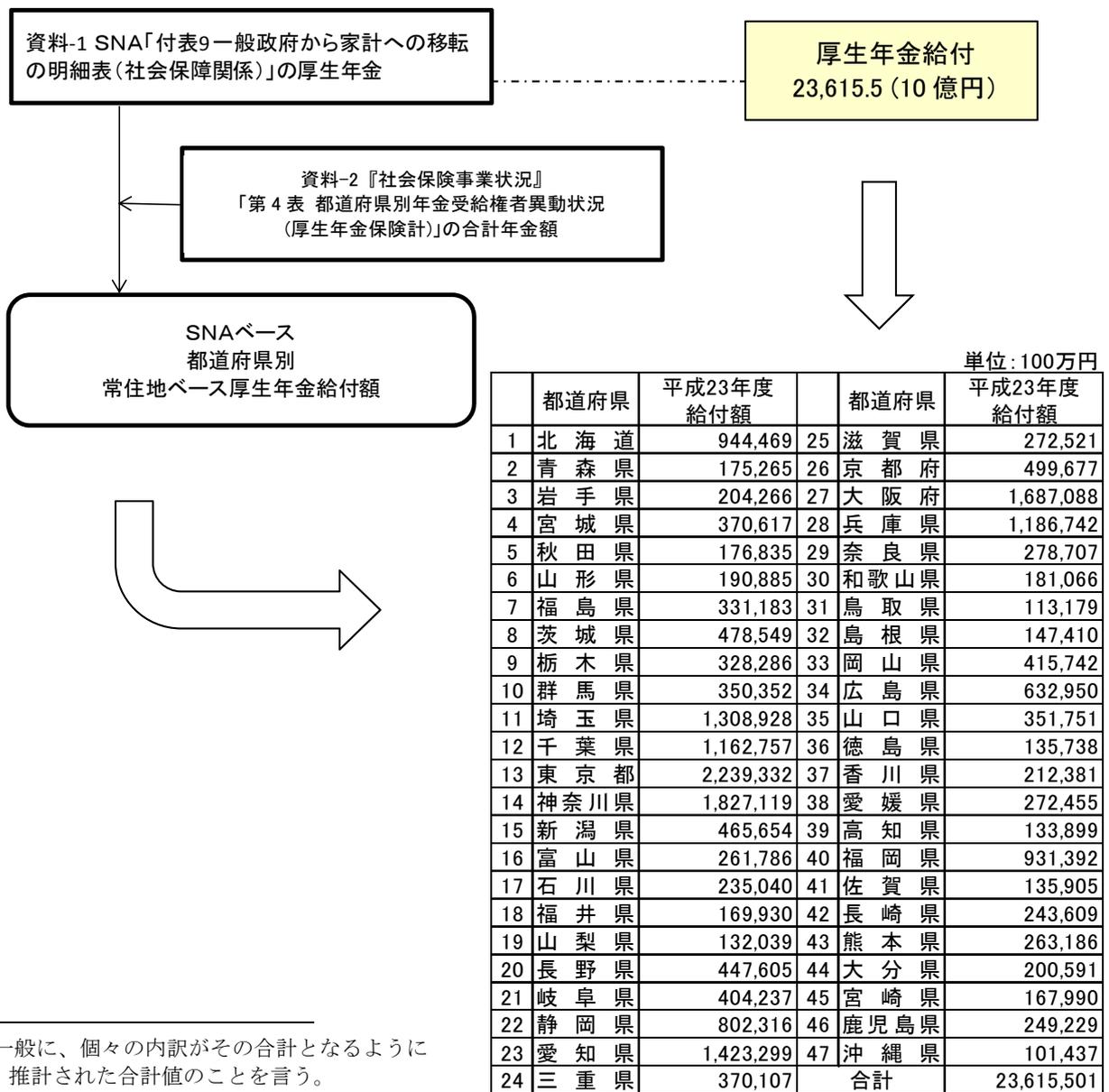
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』(厚生労働省) --- 厚生年金「第4表 都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)」

推計方法

- ・ 各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の厚生年金の金額をコントロール・トータル¹として、これを資料-2 『社会保険事業状況』の第4表都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

推計フロー



¹ 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

2.1.2 国民年金

(1)負担

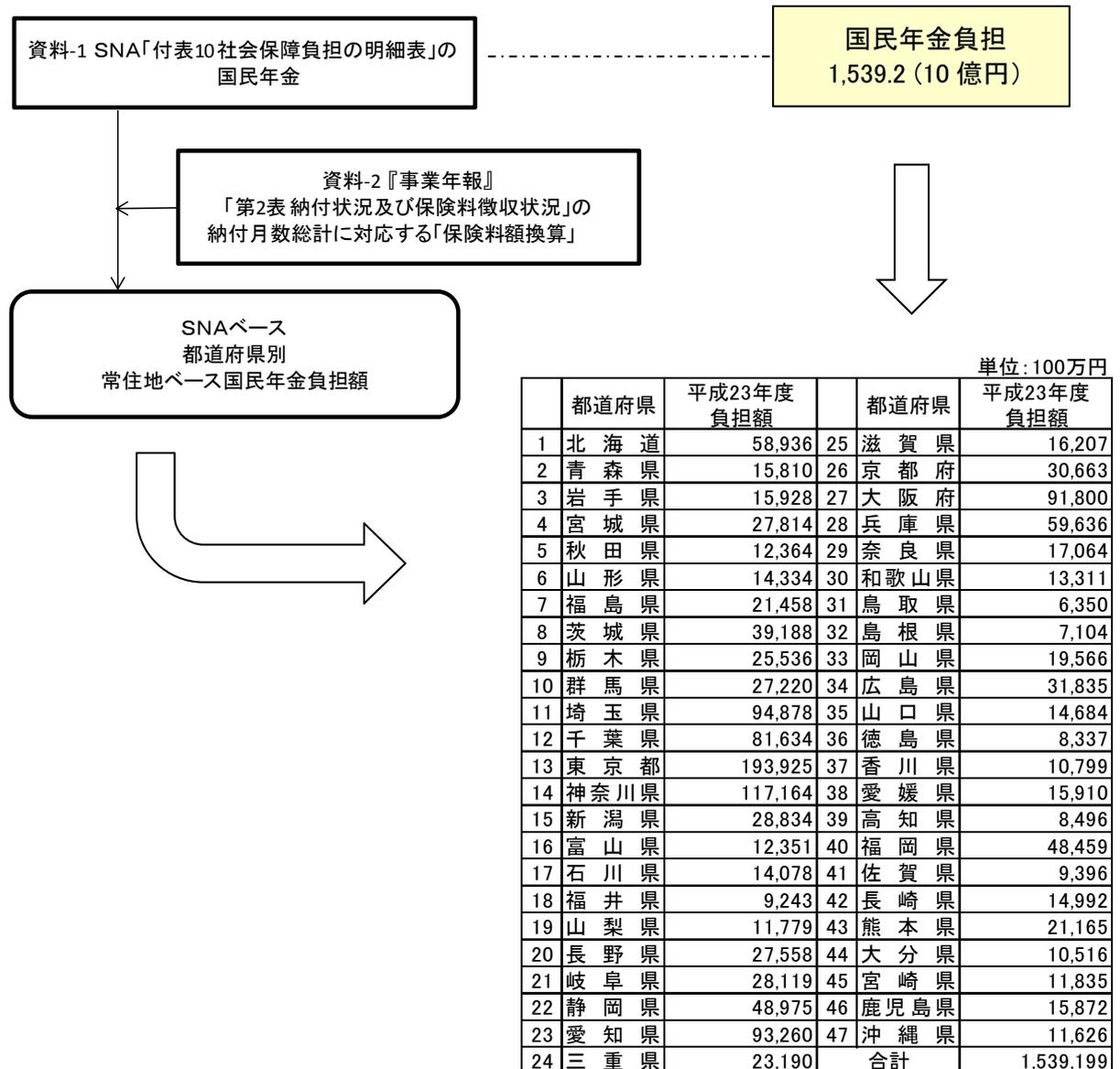
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 5.国民年金「第2表 納付状況及び保険料徴収状況」

推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計(1)年金（除児童手当）(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の「第2表納付状況及び保険料収納状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

推計フロー



給付

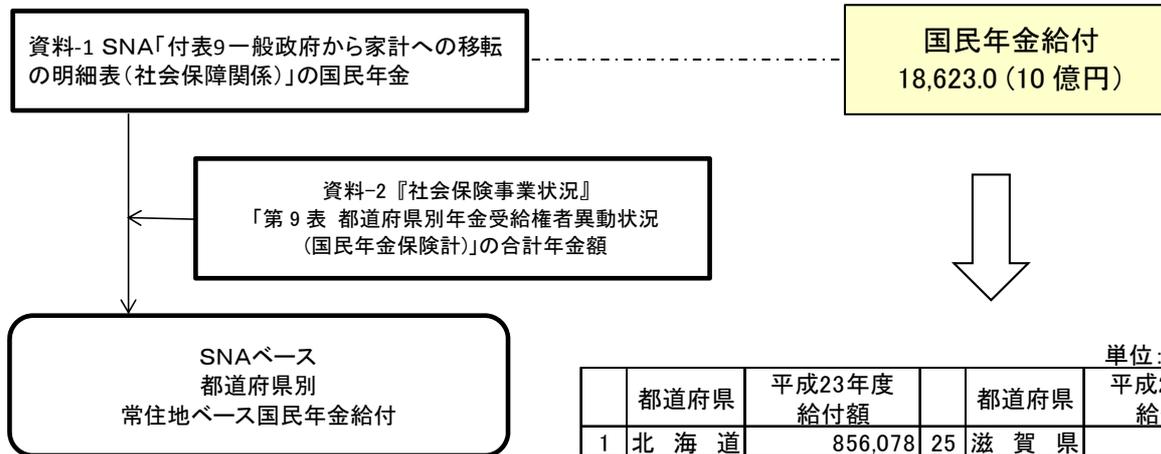
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』(厚生労働省) --- 国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況(総計)」

推計方法

- ・各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2『社会保険事業状況』の国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況(総計)」の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成23年度 給付額		都道府県	平成23年度 給付額
1	北海道	856,078	25	滋賀県	197,865
2	青森県	222,873	26	京都府	384,008
3	岩手県	235,356	27	大阪府	1,166,910
4	宮城県	330,112	28	兵庫県	805,913
5	秋田県	204,337	29	奈良県	213,041
6	山形県	213,999	30	和歌山県	170,650
7	福島県	318,687	31	鳥取県	100,480
8	茨城県	421,228	32	島根県	137,378
9	栃木県	290,036	33	岡山県	324,619
10	群馬県	314,054	34	広島県	443,994
11	埼玉県	920,761	35	山口県	263,676
12	千葉県	834,318	36	徳島県	130,438
13	東京都	1,581,123	37	香川県	171,164
14	神奈川県	1,135,768	38	愛媛県	248,521
15	新潟県	405,625	39	高知県	136,586
16	富山県	193,287	40	福岡県	689,952
17	石川県	183,600	41	佐賀県	139,827
18	福井県	131,251	42	長崎県	231,497
19	山梨県	136,369	43	熊本県	303,953
20	長野県	382,157	44	大分県	197,969
21	岐阜県	332,253	45	宮崎県	193,519
22	静岡県	592,665	46	鹿児島県	295,084
23	愛知県	974,924	47	沖縄県	167,959
24	三重県	297,134		合計	18,622,998

2.1.3 国家公務員共済組合

(1)負担

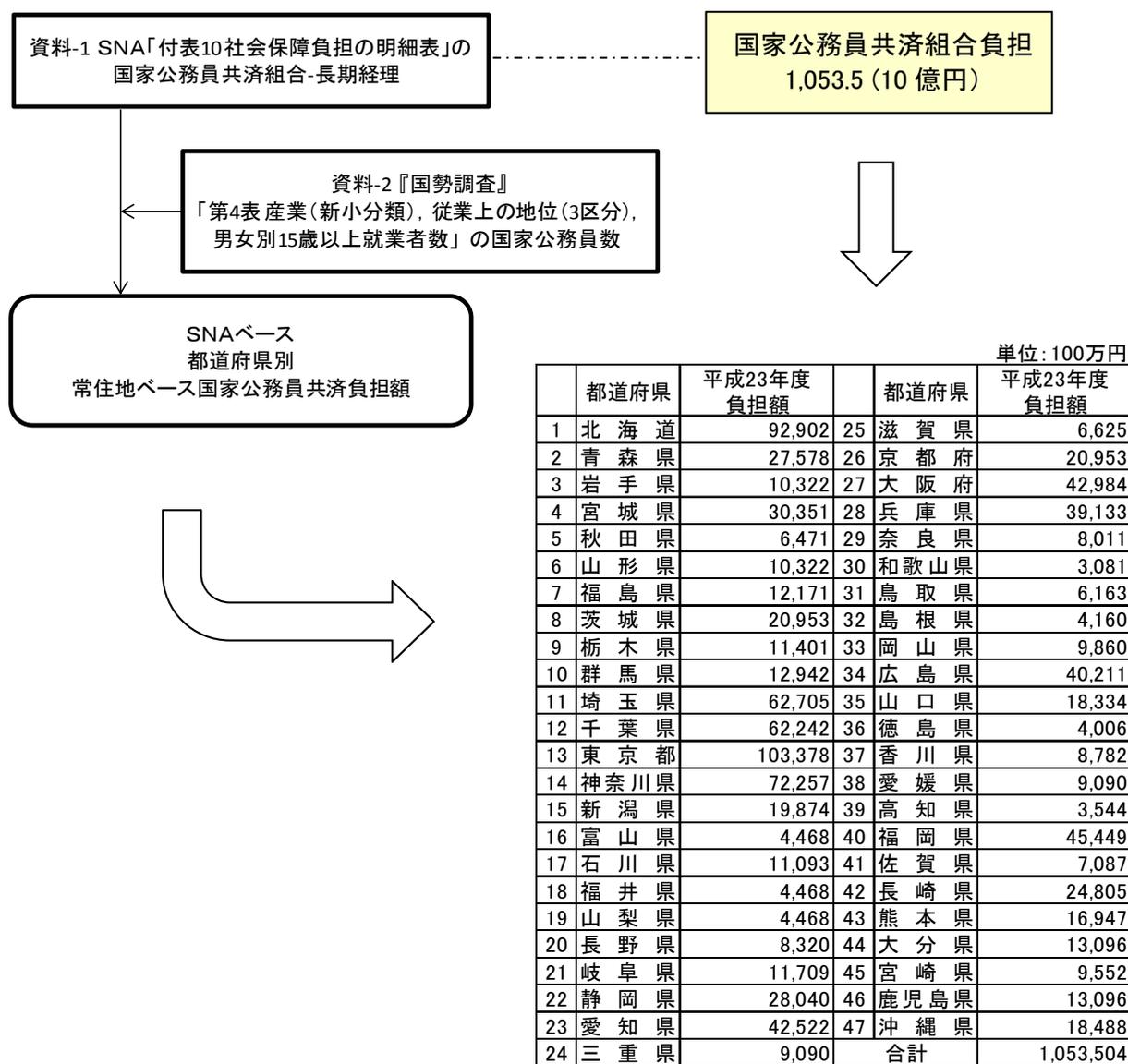
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），「男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

推計フロー



給付

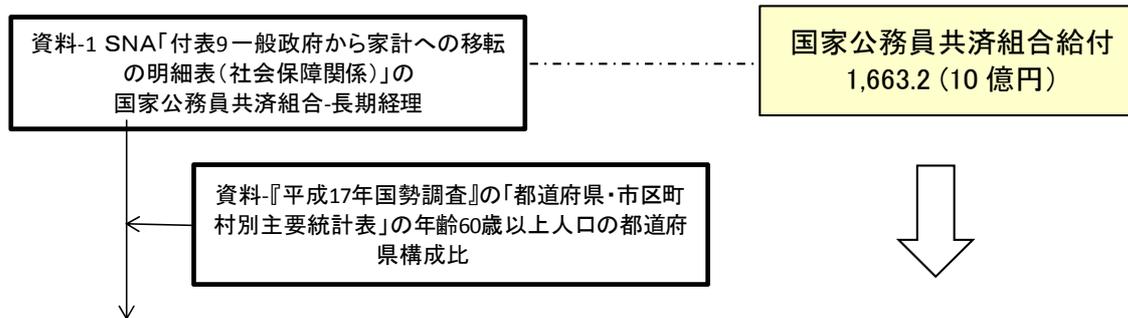
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」
- ・資料-2 『国勢調査』(総務省) --- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

推計方法

- ・ 各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の 3.共済組合(1) 国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢 60 歳以上人口の都道府県構成比で分割する。

推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成23年度 給付額		都道府県	平成23年度 給付額
1	北海道	77,004	25	滋賀県	16,271
2	青森県	20,365	26	京都府	34,726
3	岩手県	20,786	27	大阪府	111,150
4	宮城県	29,617	28	兵庫県	72,811
5	秋田県	18,604	29	奈良県	18,827
6	山形県	18,637	30	和歌山県	15,723
7	福島県	29,134	31	鳥取県	8,919
8	茨城県	37,733	32	島根県	12,065
9	栃木県	25,189	33	岡山県	27,770
10	群馬県	26,869	34	広島県	38,808
11	埼玉県	81,348	35	山口県	23,392
12	千葉県	72,896	36	徳島県	12,119
13	東京都	151,120	37	香川県	14,672
14	神奈川県	100,926	38	愛媛県	21,862
15	新潟県	35,697	39	高知県	12,680
16	富山県	16,363	40	福岡県	63,881
17	石川県	15,748	41	佐賀県	12,008
18	福井県	11,542	42	長崎県	21,341
19	山梨県	12,140	43	熊本県	26,596
20	長野県	32,496	44	大分県	18,126
21	岐阜県	28,460	45	宮崎県	16,604
22	静岡県	50,555	46	鹿児島県	26,059
23	愛知県	84,328	47	沖縄県	13,604
24	三重県	25,628		合計	1,663,199

2.1.4 地方公務員共済組合

(1)負担

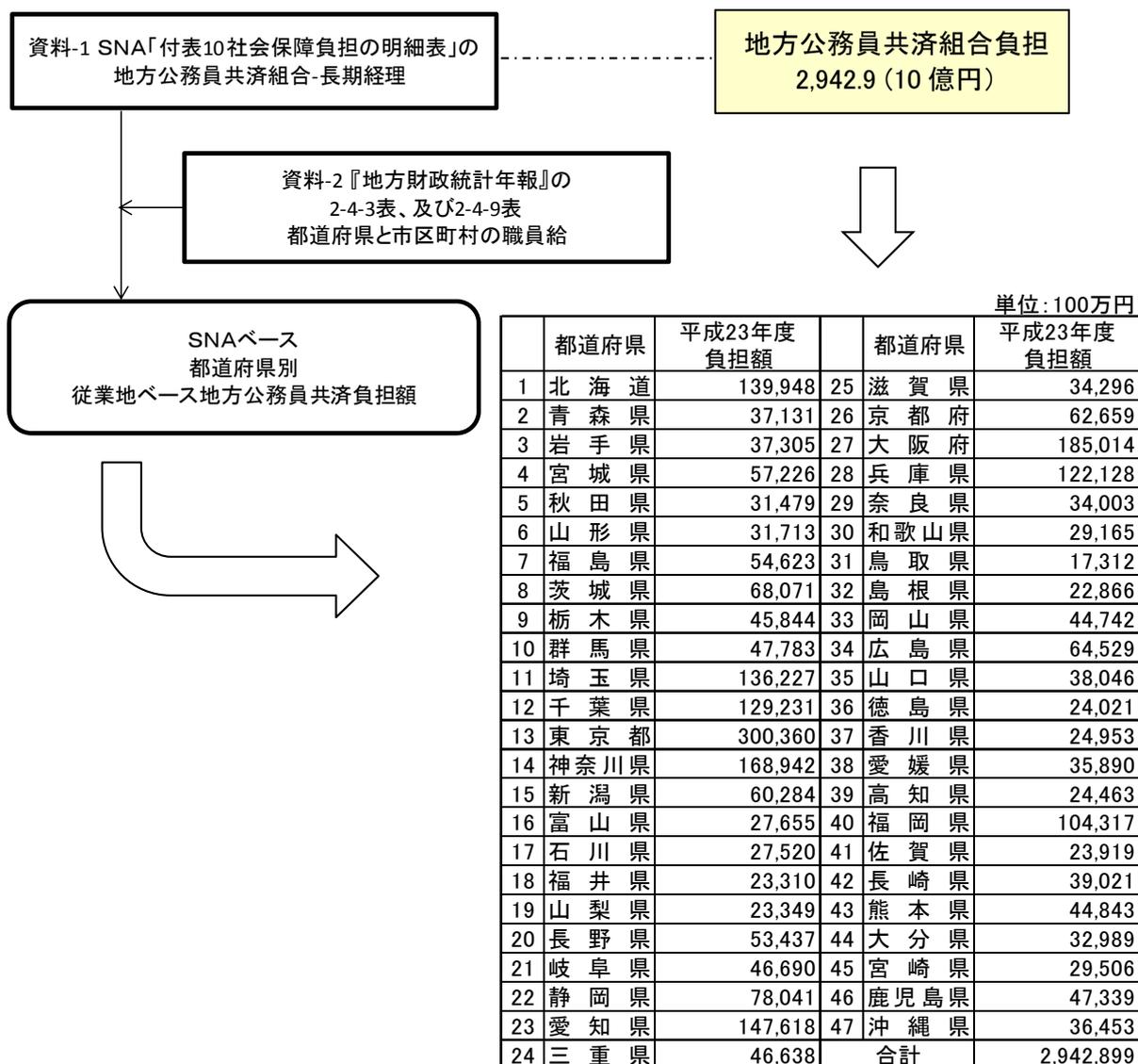
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

推計フロー



給付

使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』(総務省) ... 「長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』(地方職員共済組合)
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』(公立学校共済組合)
- ・資料-5 『決算書及び附属資料』(警察共済組合)
- ・資料-6 『国勢調査』(総務省) --- 「都道府県・市区町村別主要統計表 (一覧表)」
- ・資料-7 『国勢調査』(総務省) --- 「第 3 表 従業・通学都道府県, 常住都道府県, 男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」
- ・資料-8 『地方公務員給与実態調査』(総務省) --- 「第 1 表の 2 団体区分別, 職種別, 都道府県別職員数及び平均基本給月額」(2)市 全職員数および(3)町村 全職員数

推計方法

- ・各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」の 3.共済組合 (2) 地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・具体的には、資料-2 から都職員共済組合、指定都市職員共済組合、都市職員共済組合、及び市町村職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。さらに、資料-5 から警察共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の人口の都道府県構成比で按分する。ただし、資料-2 に関しては、平成 19 年度以降、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度以降については、資料-8 の市町村の職員数の都道府県別構成比をウェイトとして、全国値を都道府県別に按分して算出した。
- ・上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乗じて、下式のように常住地ベースに変換する。

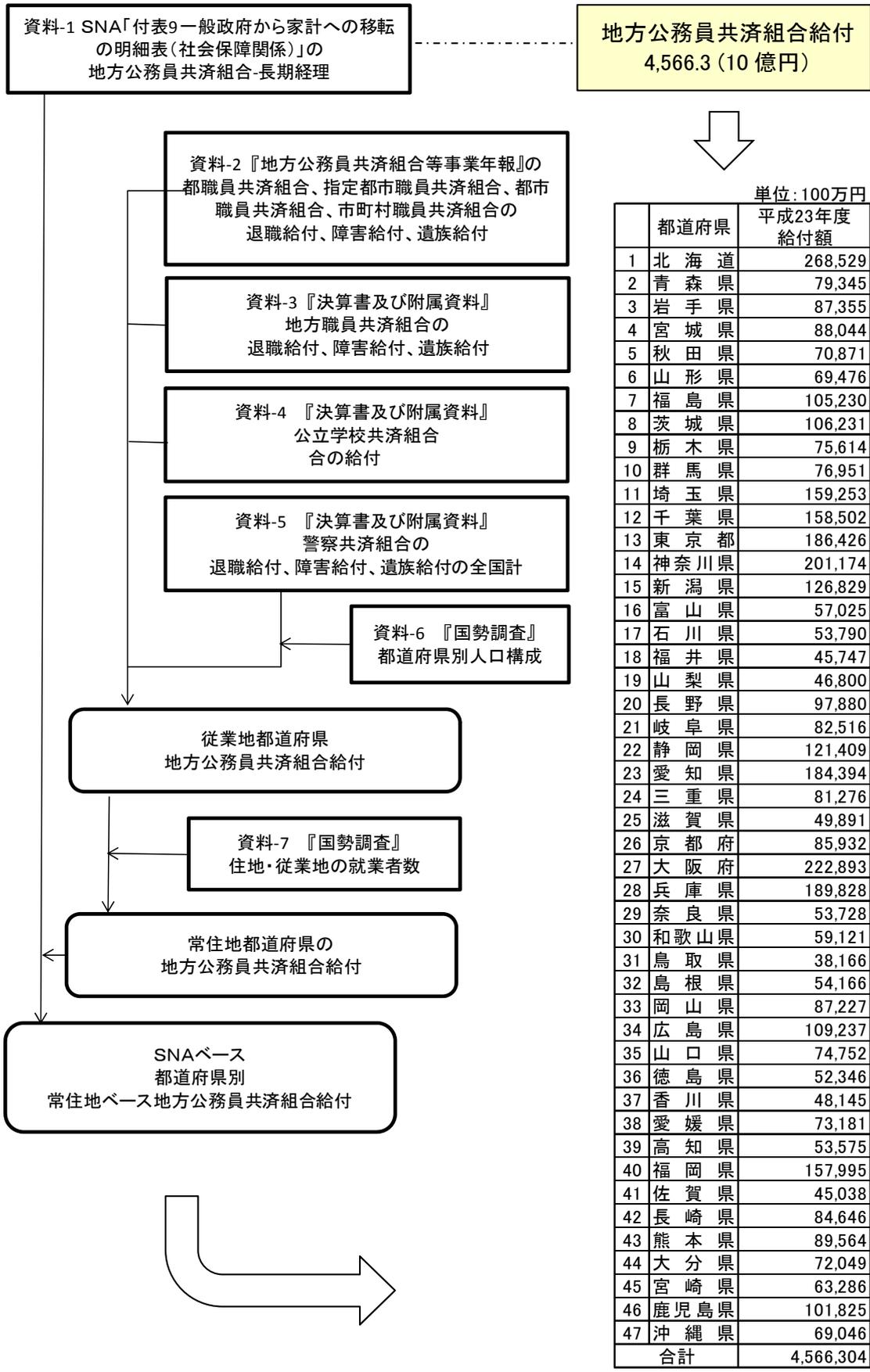
$$Sl_i = \sum_{j=1}^{47} Sw_j \frac{L_j}{L_i}$$

Sl_i : 常住地都道府県 i の給付額

Sw_j : 従業地都道府県 j の給付額

L_j : 常住地都道府県 i, 従業地都道府県 j の従業者数

推計フロー



2.1.5 私学・その他共済

(1)負担

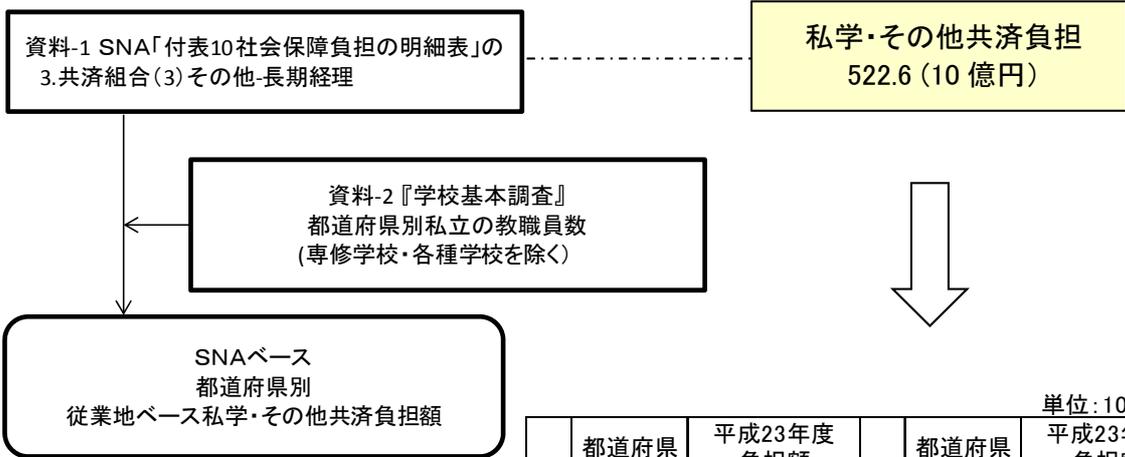
使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省） --- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合 (3) その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2 において、平成 19 年度以降は「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出している。

推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成23年度 負担額		都道府県	平成23年度 負担額
1	北海道	18,211	25	滋賀県	2,268
2	青森県	3,872	26	京都府	18,226
3	岩手県	3,679	27	大阪府	39,886
4	宮城県	8,376	28	兵庫県	20,236
5	秋田県	1,837	29	奈良県	4,436
6	山形県	3,286	30	和歌山県	1,804
7	福島県	5,311	31	鳥取県	1,471
8	茨城県	7,988	32	島根県	802
9	栃木県	13,134	33	岡山県	7,010
10	群馬県	5,349	34	広島県	11,017
11	埼玉県	27,080	35	山口県	4,605
12	千葉県	21,055	36	徳島県	1,644
13	東京都	123,970	37	香川県	2,070
14	神奈川県	34,045	38	愛媛県	4,024
15	新潟県	5,195	39	高知県	1,813
16	富山県	2,053	40	福岡県	25,125
17	石川県	4,688	41	佐賀県	2,606
18	福井県	1,869	42	長崎県	4,890
19	山梨県	2,529	43	熊本県	5,308
20	長野県	4,466	44	大分県	3,339
21	岐阜県	6,003	45	宮崎県	3,605
22	静岡県	10,758	46	鹿児島県	5,525
23	愛知県	30,207	47	沖縄県	1,661
24	三重県	4,269		合計	522,601

給付

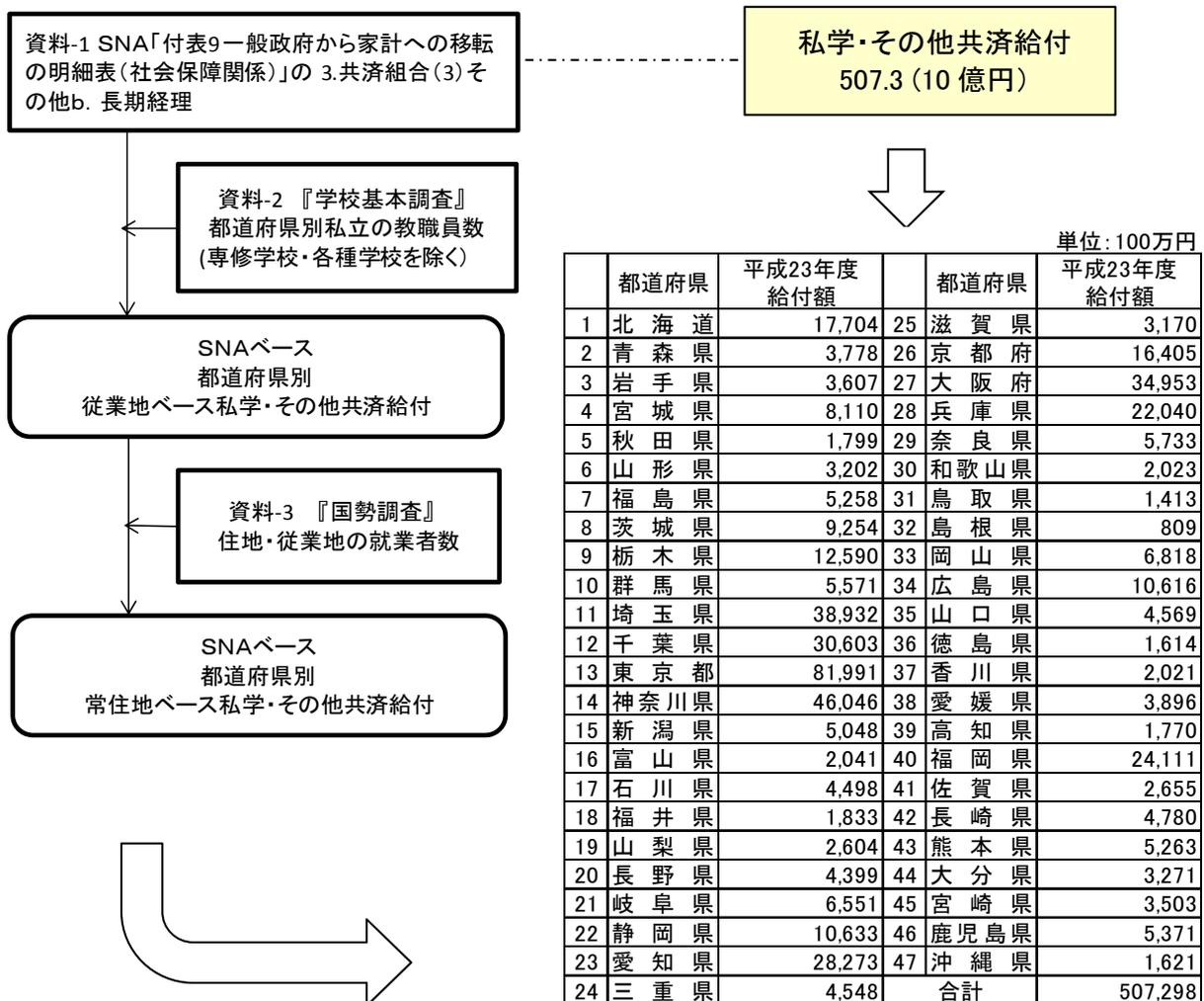
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」
- ・資料-2 『学校基本調査』(文部科学省) --- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」
- ・資料-3 『国勢調査』(総務省) --- 「第3表 従業・通学都道府県、常住都道府県、男女別15歳以上自宅外就業者・通学者数-全国」

推計方法

- ・各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の3.共済組合(3)その他b. 長期経理をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料2の詳細については、【負担】を参照。

推計フロー



2.1.6 船員保険

(1)負担

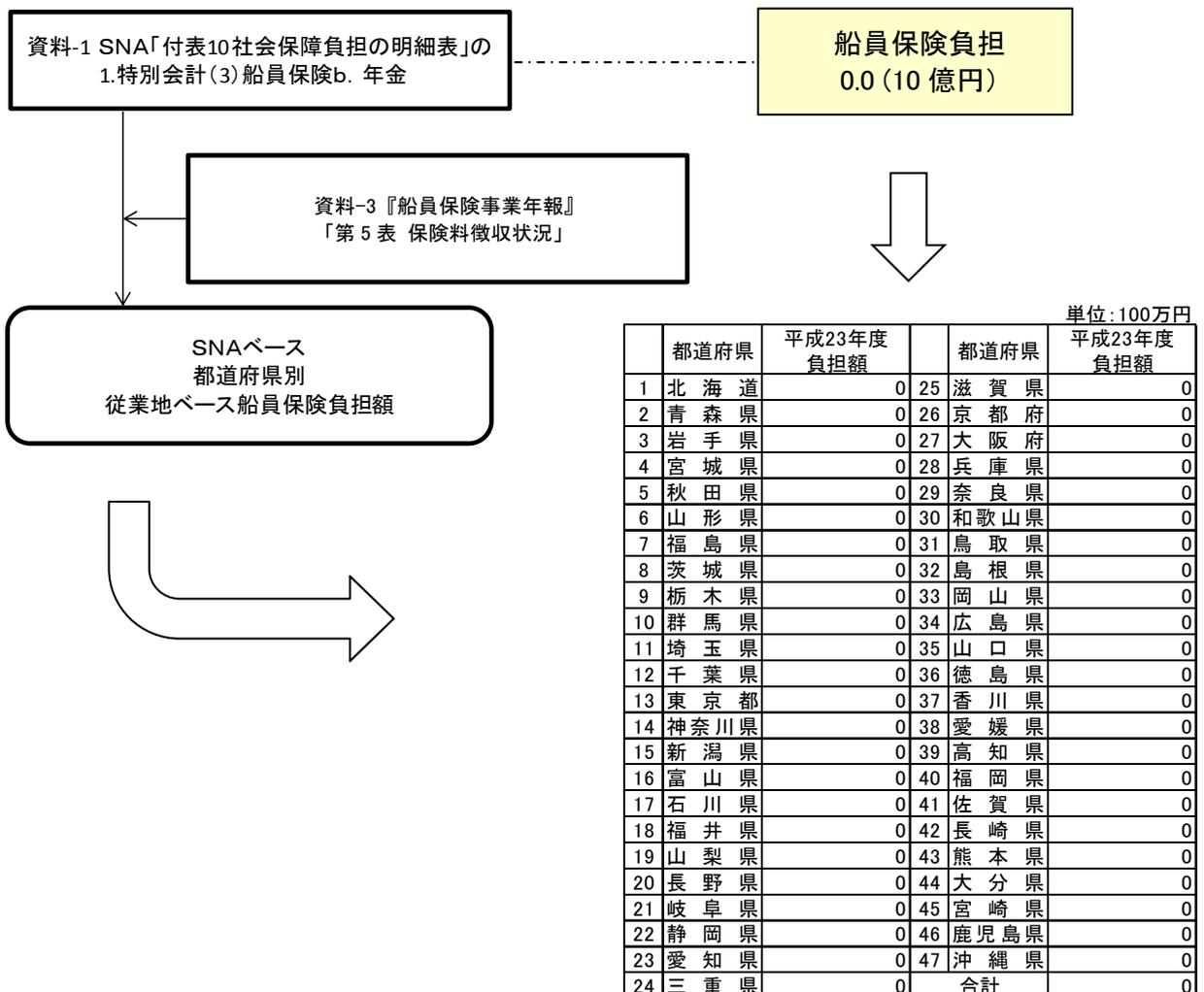
使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-4『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 1 表 摘要状況」

推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（3）船員保険 b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009 年度については資料-4 の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010 年度以降は資料-1 でblank となっているので計上しない。

推計フロー



給付

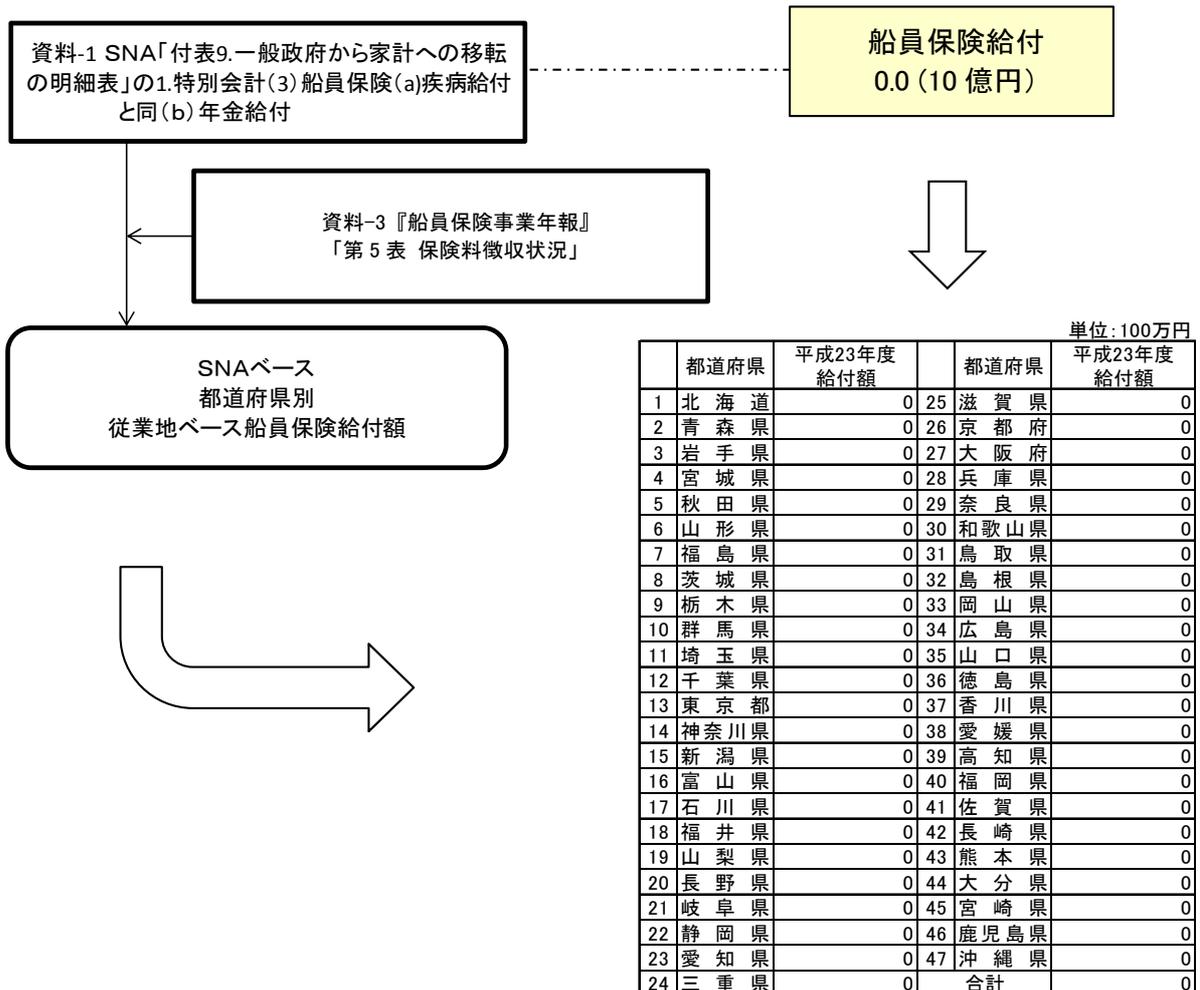
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」
- ・資料-2 『事業年報』(厚生労働省) --- 統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』(全国健康保険組合) --- 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』(全国健康保険組合) --- 「第1表 摘要状況」

推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」の「1.特別会計(4) 船員保険」の現物社会移転以外の社会給付(疾病給付と年金給付の合計)をコントロール・トータルとして、資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比(2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額)の都道府県構成比)で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

推計フロー



2.1.7 その他

(1)給付

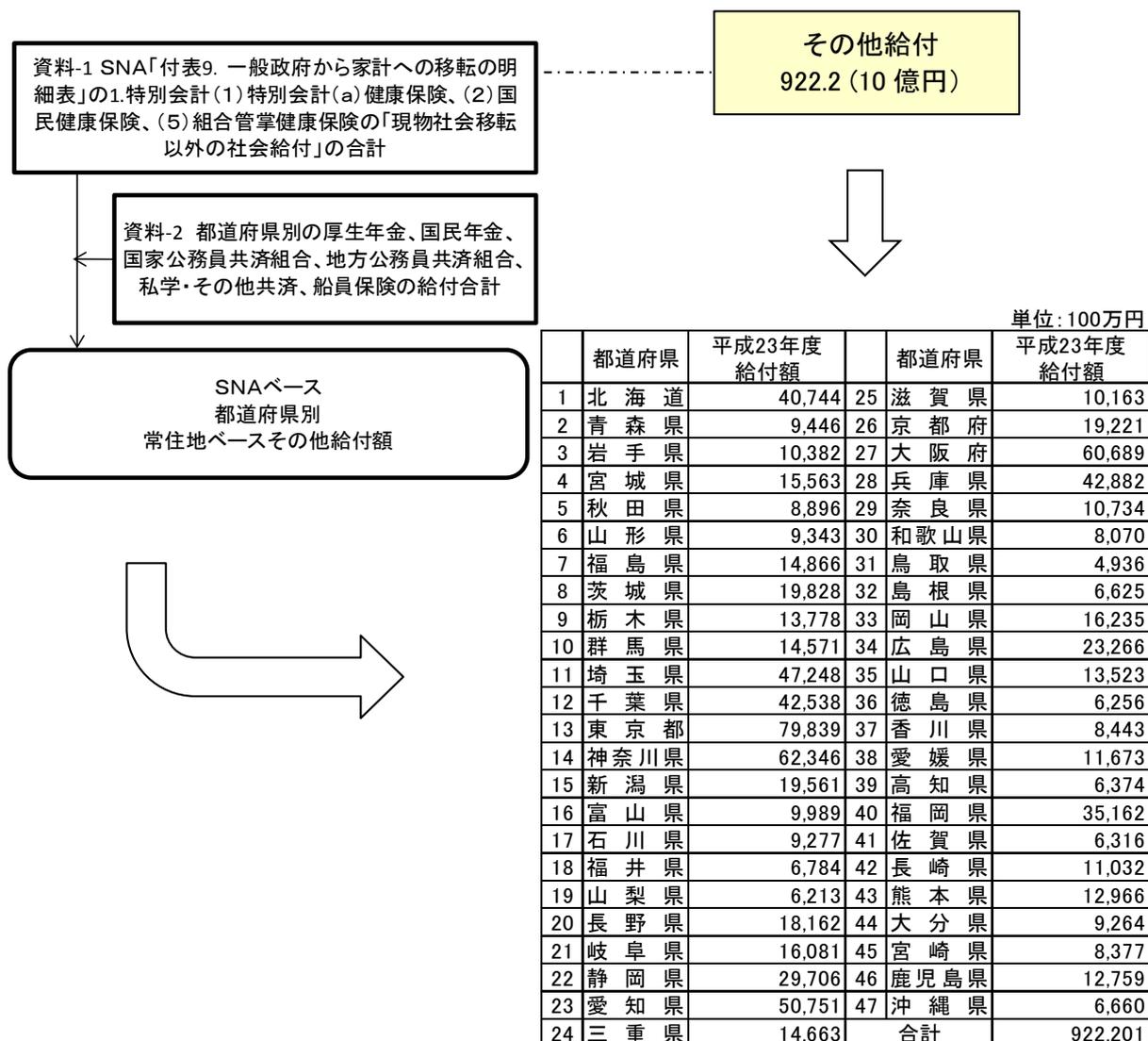
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』(内閣府) --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表 9.一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」の 1.特別会計(1)特別会計(a)健康保険、同(2)国民健康保険及び(5)組合管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

推計フロー



2.2 医療・介護部門

2.2.1 組合管掌健康保険

(1)負担

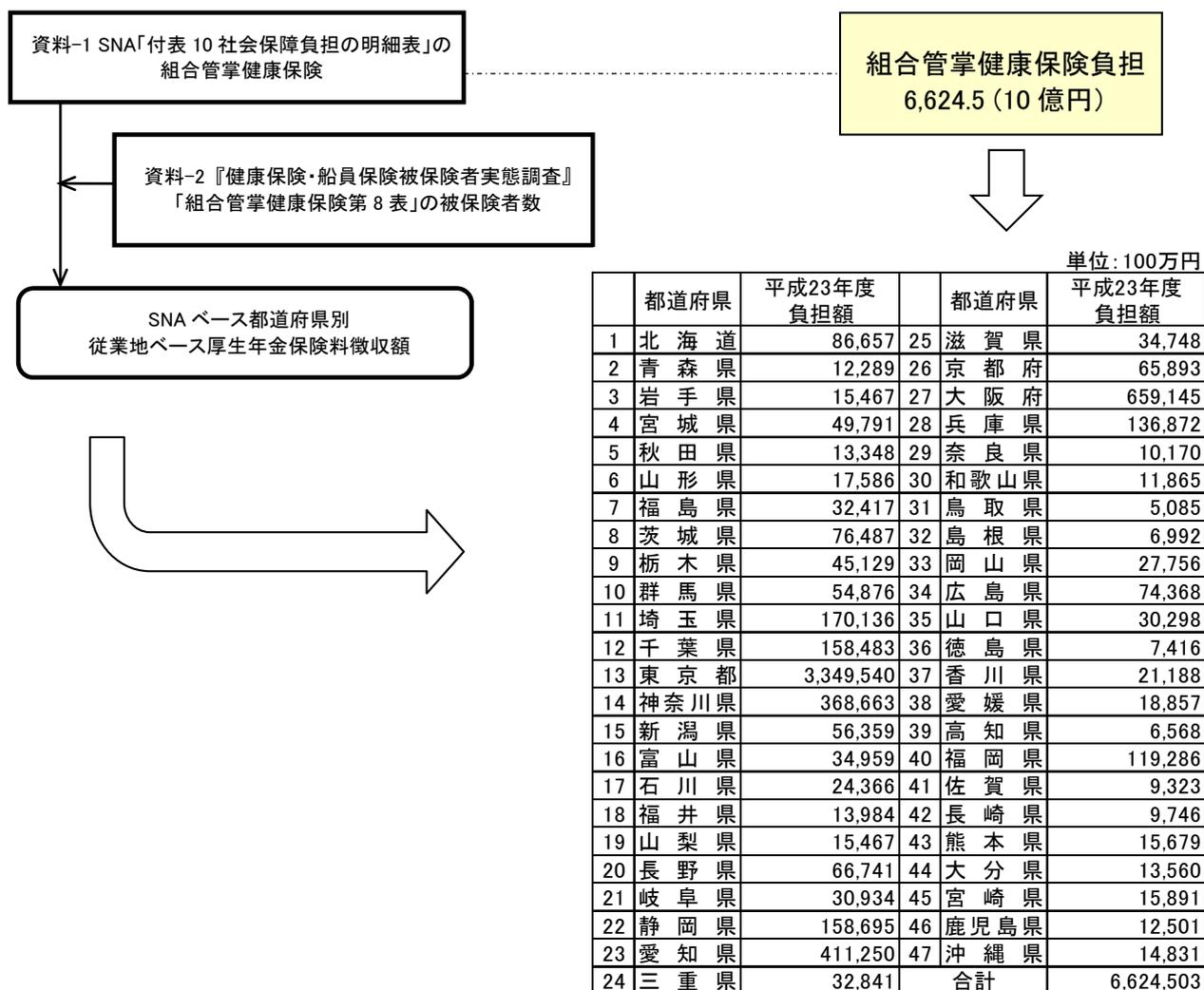
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険・船員保険被保険者実態調査』（厚生労働省）--- 「組合管掌健康保険 第8表 都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率」

推計方法

- ・都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを事業所ベースの被保険者数の都道府県構成比で分割する。

推計フロー



2.2.2 政府（協会）管掌健康保険

(1)負担

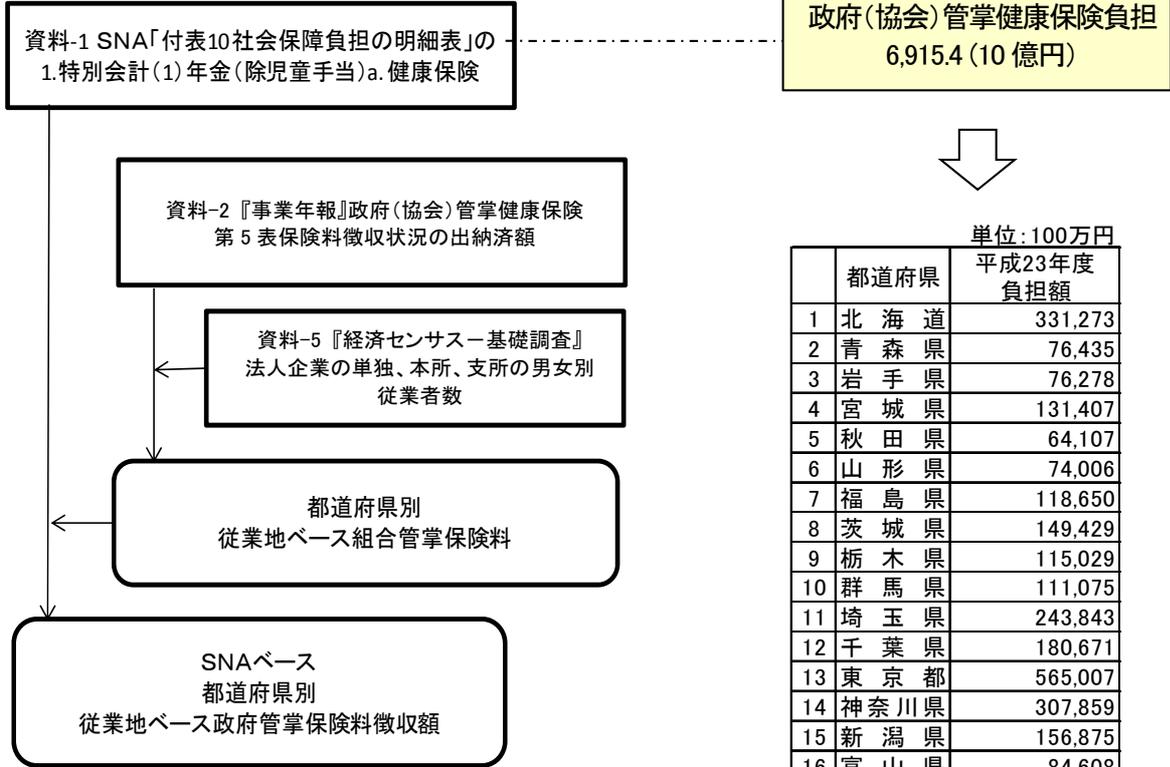
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（全国健康保険協会。平成 19 年度以前は厚生労働省）---統計表編（都道府県編）「第 5 表保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）...「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）...事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

推計方法

- ・都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府（協会）管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- ・従業地ベースの政府（協会）管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組合管掌健康保険の場合と同様に、資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

推計フロー

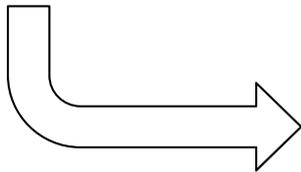


政府(協会)管掌健康保険負担
6,915.4 (10 億円)



単位: 100万円

	都道府県	平成23年度 負担額
1	北海道	331,273
2	青森県	76,435
3	岩手県	76,278
4	宮城県	131,407
5	秋田県	64,107
6	山形県	74,006
7	福島県	118,650
8	茨城県	149,429
9	栃木県	115,029
10	群馬県	111,075
11	埼玉県	243,843
12	千葉県	180,671
13	東京都	565,007
14	神奈川県	307,859
15	新潟県	156,875
16	富山県	84,608
17	石川県	89,674
18	福井県	62,305
19	山梨県	51,404
20	長野県	129,258
21	岐阜県	142,566
22	静岡県	222,842
23	愛知県	458,038
24	三重県	117,632
25	滋賀県	86,680
26	京都府	151,502
27	大阪府	498,761
28	兵庫県	293,343
29	奈良県	65,858
30	和歌山県	54,564
31	鳥取県	39,933
32	島根県	52,834
33	岡山県	142,194
34	広島県	194,950
35	山口県	90,184
36	徳島県	53,741
37	香川県	69,950
38	愛媛県	95,033
39	高知県	49,395
40	福岡県	316,055
41	佐賀県	59,237
42	長崎県	86,727
43	熊本県	113,675
44	大分県	77,788
45	宮崎県	75,134
46	鹿児島県	112,574
47	沖縄県	75,014
	合計	6,915,397



2.2.3 国民健康保険

(1)負担

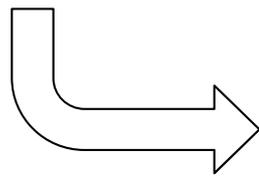
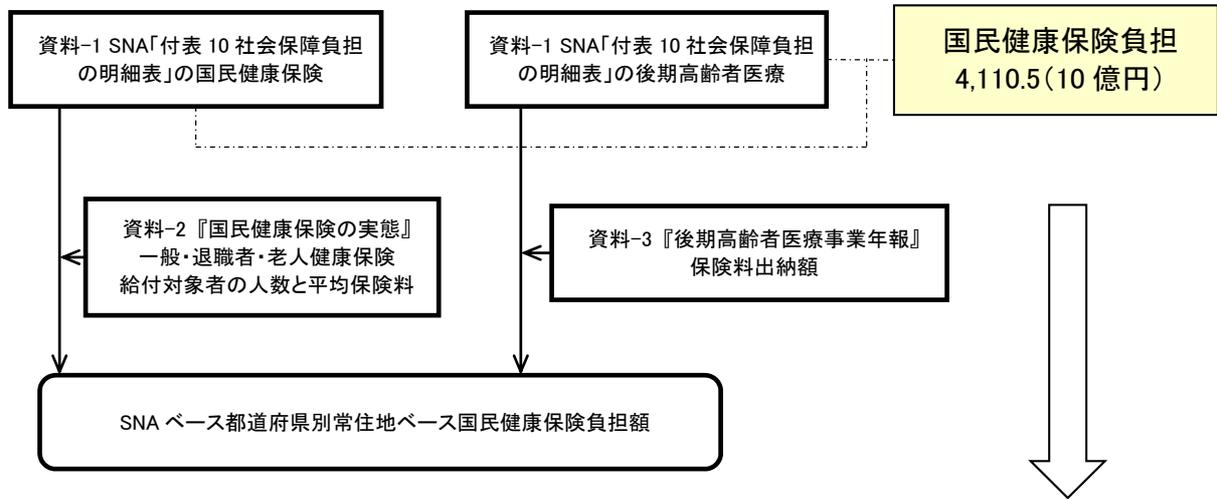
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会）... 「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」
- ・資料-3 『後期高齢者医療事業年報』（厚生労働省）... 「第 4 表 都道府県別経理状況 (1)保険料出納状況」の出納額

推計方法

- 都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1「付表 10 社会保障負担明細表」の「2.国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の一般、退職者、老人保健医療給付対象者（老人保健は平成 19 年度まで）の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。
- さらに、平成 20 年度以降については、資料-1「付表 10 社会保障負担の明細表」における後期高齢者医療の額を資料-3 の値で都道府県別に按分し、従来の国民健康負担に合算した。
- 国民健康保険、後期高齢者医療の両者を合算した額を「国民健康保険負担」とする。

推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成23年度 負担額		都道府県	平成23年度 負担額
1	北海道	172,215	25	滋賀県	36,280
2	青森県	42,005	26	京都府	81,510
3	岩手県	31,560	27	大阪府	288,359
4	宮城県	57,764	28	兵庫県	172,873
5	秋田県	28,521	29	奈良県	41,655
6	山形県	34,434	30	和歌山県	32,538
7	福島県	47,300	31	鳥取県	15,947
8	茨城県	89,447	32	島根県	18,795
9	栃木県	72,067	33	岡山県	55,647
10	群馬県	65,259	34	広島県	84,148
11	埼玉県	238,054	35	山口県	46,542
12	千葉県	191,600	36	徳島県	21,838
13	東京都	616,134	37	香川県	29,763
14	神奈川県	300,619	38	愛媛県	40,258
15	新潟県	62,247	39	高知県	22,545
16	富山県	29,761	40	福岡県	141,848
17	石川県	33,258	41	佐賀県	25,779
18	福井県	21,261	42	長崎県	42,002
19	山梨県	27,429	43	熊本県	54,711
20	長野県	61,042	44	大分県	33,750
21	岐阜県	66,815	45	宮崎県	33,860
22	静岡県	122,083	46	鹿児島県	44,224
23	愛知県	245,118	47	沖縄県	33,197
24	三重県	56,438		合計	4,110,500

2.2.4 国家公務員共済組合

(1)負担

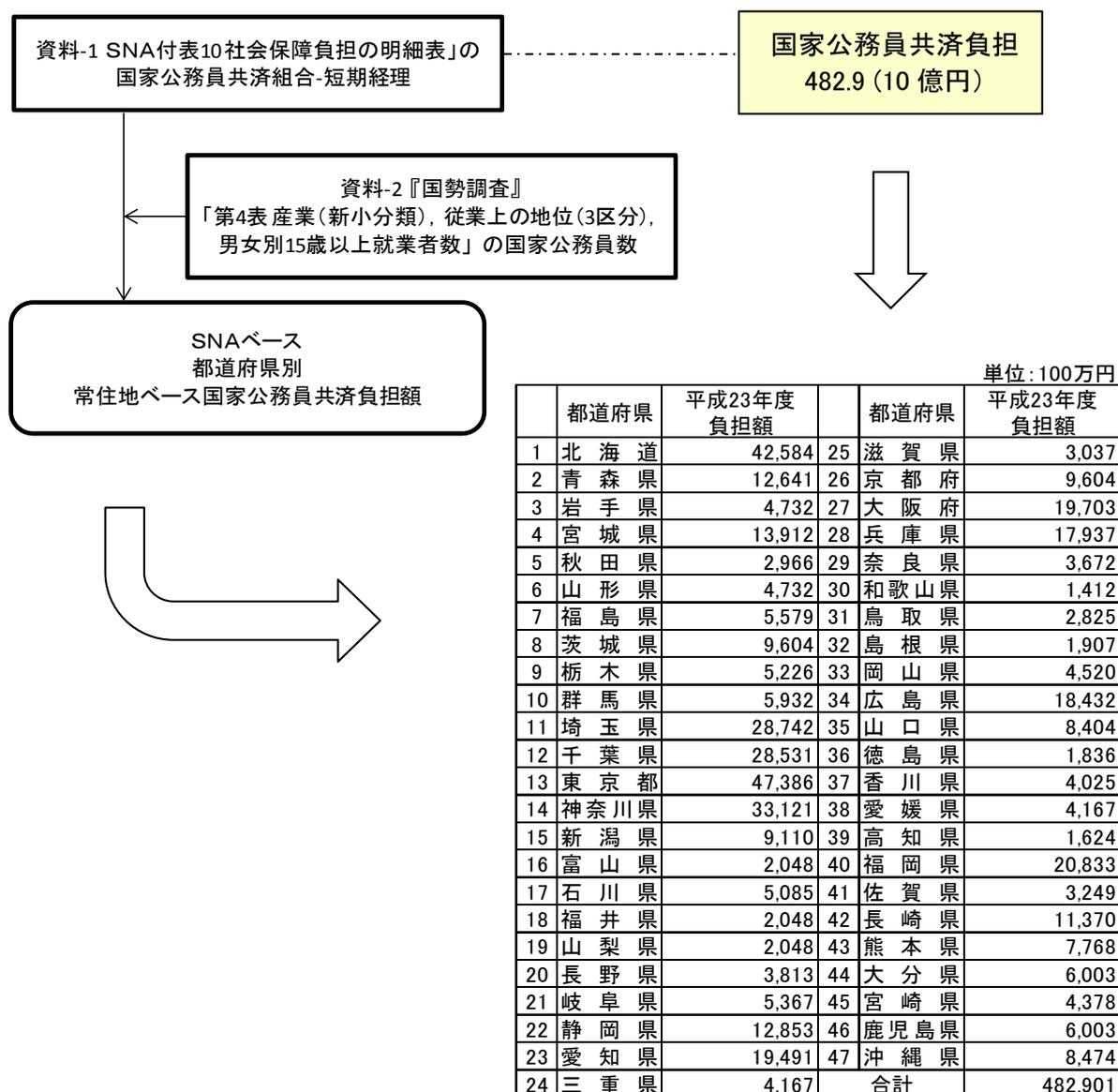
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）---新産業分類特別集計「第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」

推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（1）国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の第 4 表 産業（新小分類），従業上の地位（3 区分），男女別 15 歳以上就業者数」の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

推計フロー



2.2.5 地方公務員共済組合

(1)負担

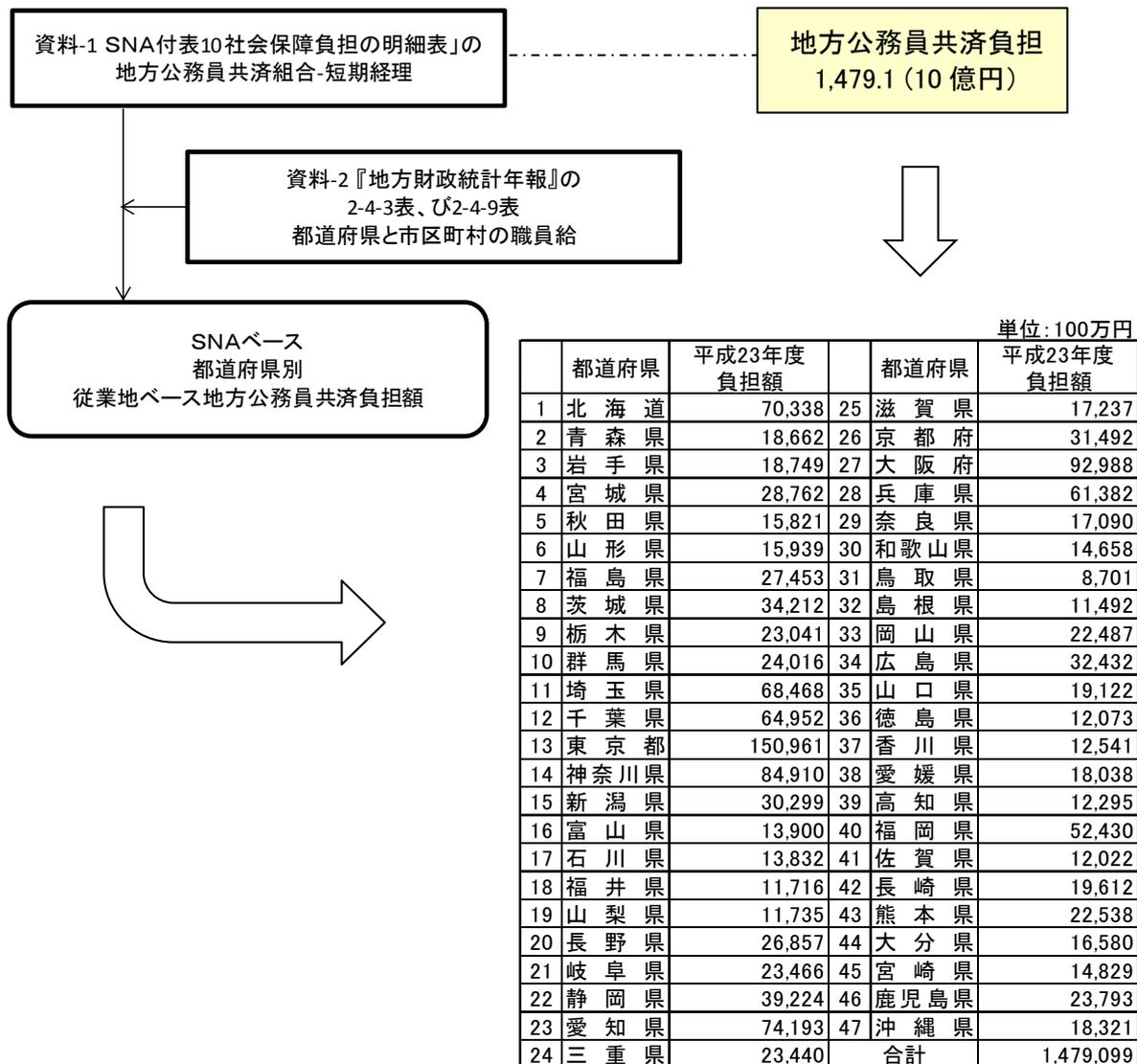
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

推計フロー



2.2.6 私学・その他共済

(1)負担

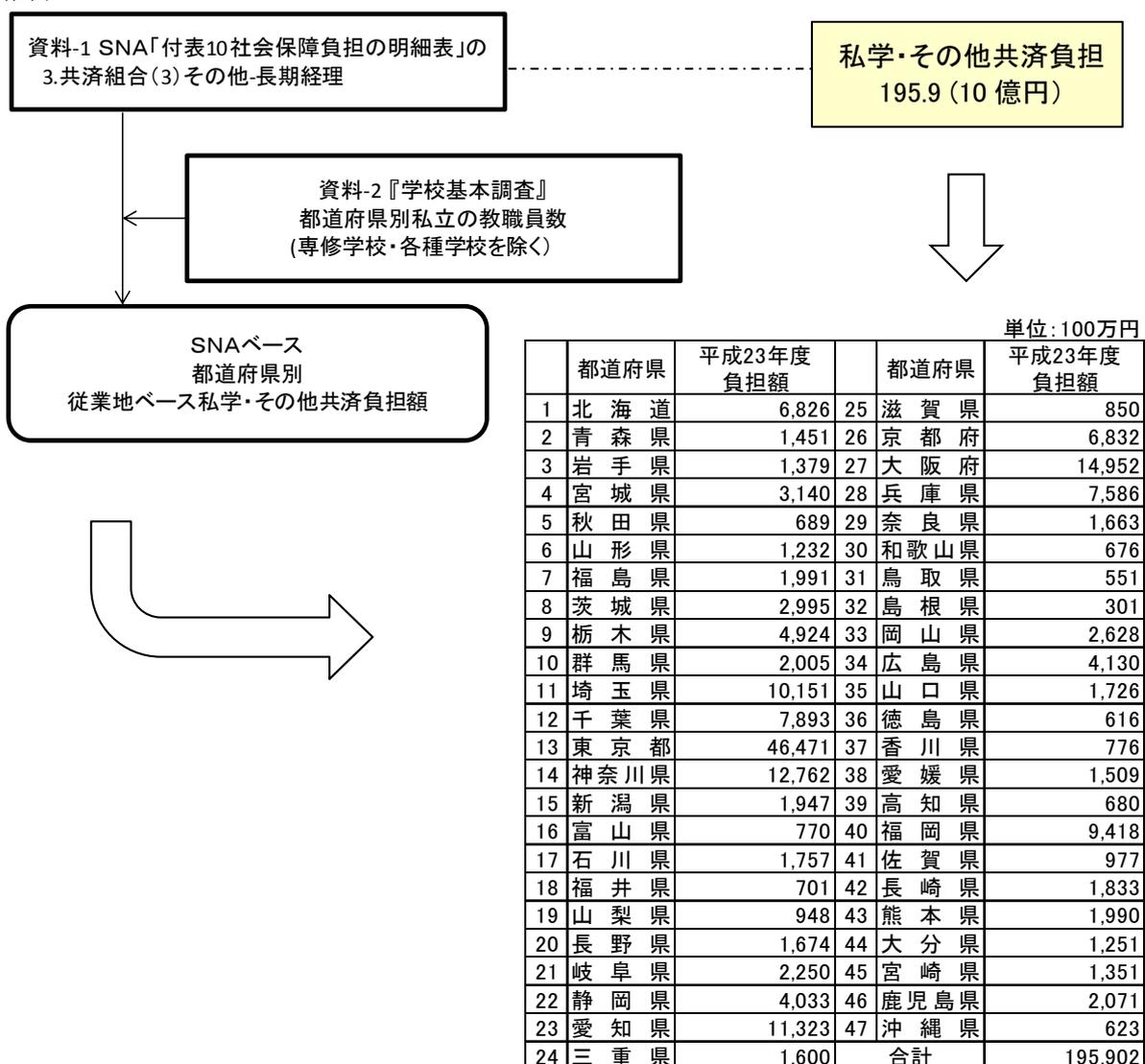
使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3.共済組合(3)その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料2の詳細については、0【負担】を参照。

推計フロー



2.2.7 船員保険

(1)負担

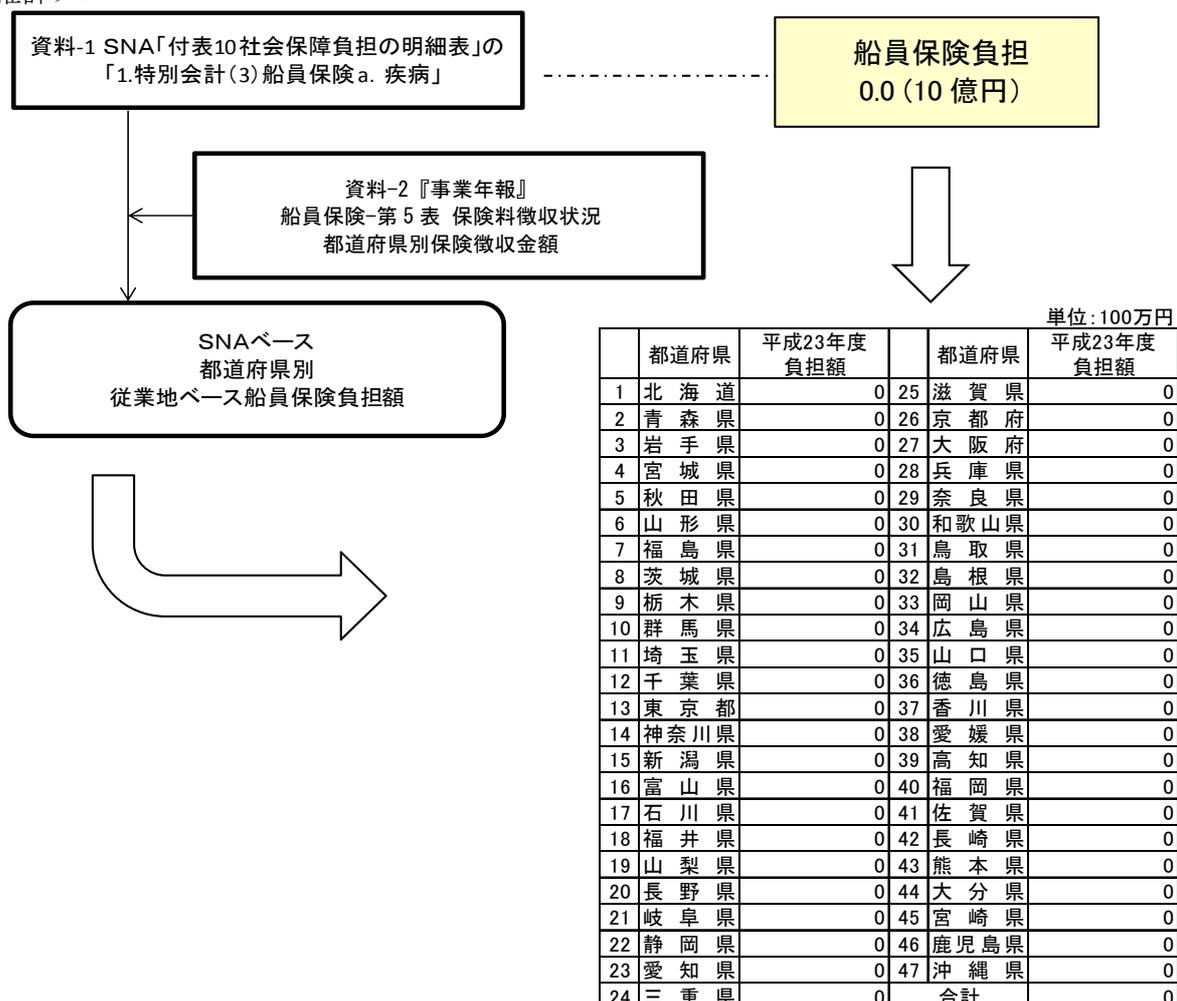
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3.船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）---統計表（都道府県編）「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1.特別会計（3）船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010年度以降は資料-1で空白となっているので計上しない。

推計フロー



2.2.8 若年医療給付（社会保険診療報酬支払基金分）

(1)給付

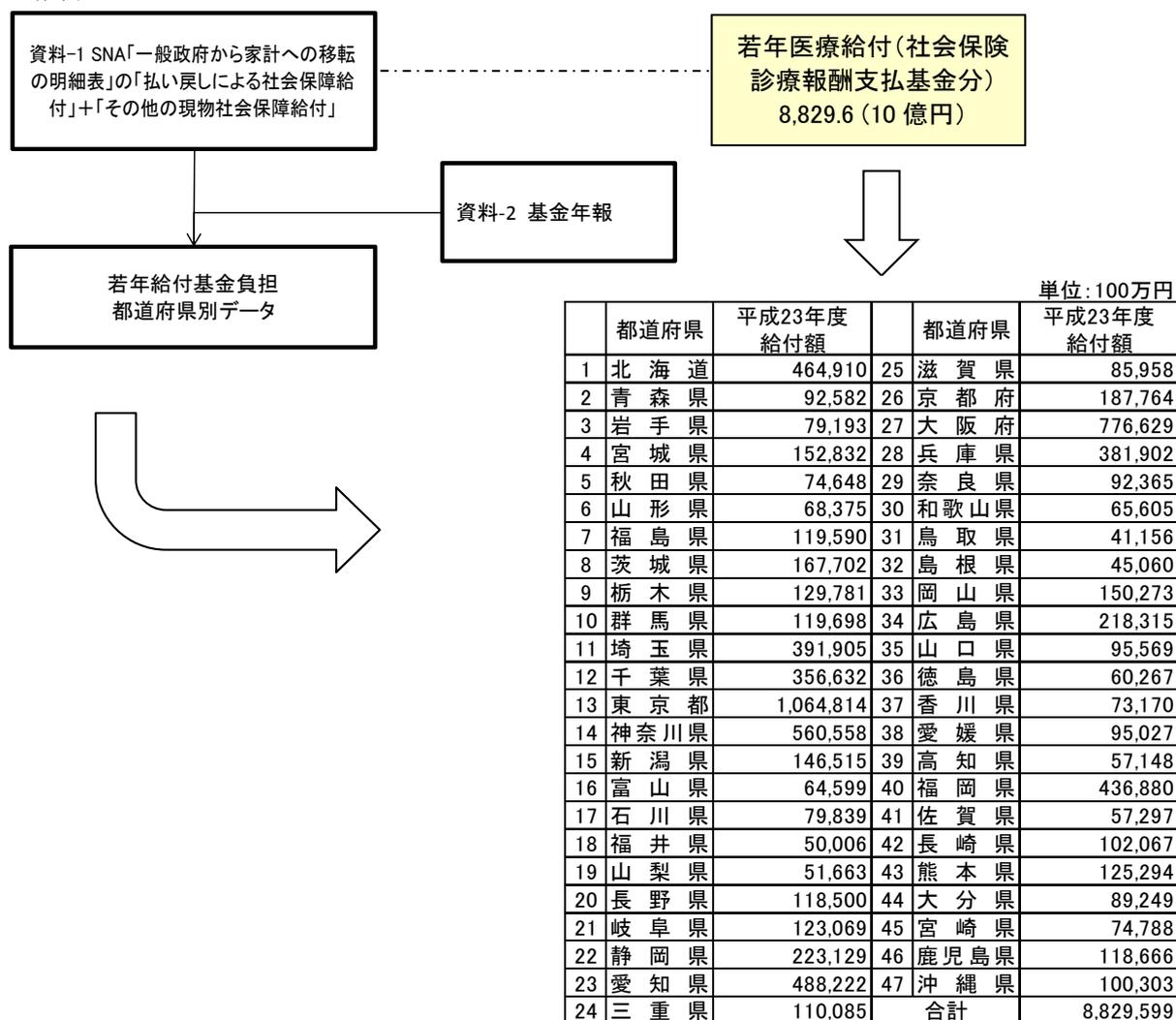
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1.社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額（平成 19 年度までは、左記額より市町村及び特別区（老人保健）支払額を控除）

推計方法

- ・ 資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

推計フロー



2.2.9 若年医療給付（国保・一般、退職者、組合給付分）

(1)給付

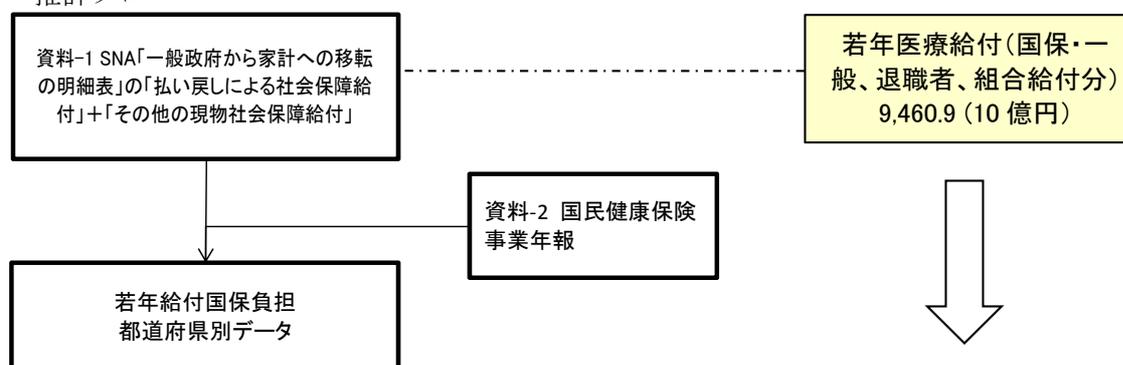
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1.社会保障給付のうち(2)国民健康保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----11 表 都道府県別医療費の状況（その1）保険者負担額（平成19年度までは、左記額より老人保健負担分を控除）

推計方法

- ・資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成23年度 給付額		都道府県	平成23年度 給付額
1	北海道	451,169	25	滋賀県	87,004
2	青森県	112,631	26	京都府	186,098
3	岩手県	100,836	27	大阪府	722,690
4	宮城県	178,377	28	兵庫県	409,750
5	秋田県	83,969	29	奈良県	101,525
6	山形県	81,019	30	和歌山県	87,429
7	福島県	156,407	31	鳥取県	43,165
8	茨城県	209,284	32	島根県	53,659
9	栃木県	140,389	33	岡山県	145,550
10	群馬県	146,985	34	広島県	223,254
11	埼玉県	503,981	35	山口県	121,426
12	千葉県	434,745	36	徳島県	59,613
13	東京都	911,925	37	香川県	80,414
14	神奈川県	610,668	38	愛媛県	117,096
15	新潟県	164,401	39	高知県	67,379
16	富山県	72,356	40	福岡県	389,317
17	石川県	88,266	41	佐賀県	70,946
18	福井県	54,675	42	長崎県	133,901
19	山梨県	64,365	43	熊本県	156,490
20	長野県	145,844	44	大分県	100,137
21	岐阜県	155,565	45	宮崎県	97,952
22	静岡県	267,853	46	鹿児島県	149,264
23	愛知県	478,912	47	沖縄県	112,891
24	三重県	129,329		合計	9,460,901

2.2.10 老人保健医療（後期高齢者医療）給付

(1)給付

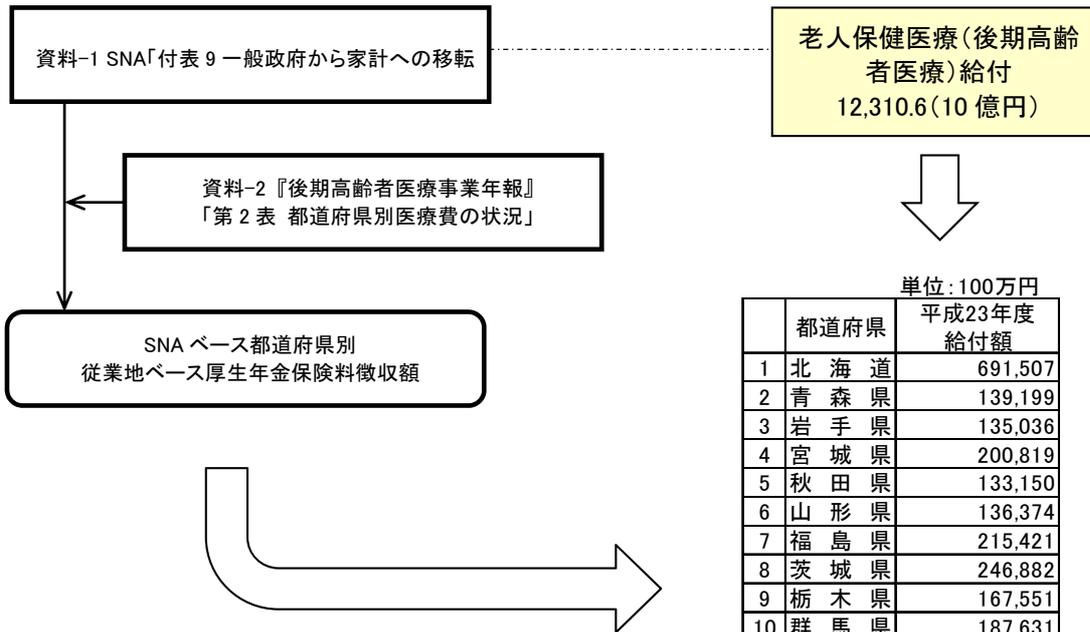
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9.一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の(3)後期高齢者医療の「合計」
- ・資料-2 『後期高齢者医療年報』（厚生労働省）----第 2 表 都道府県別医療費の状況 (1)医療費の状況
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区（老人保健）支払額
- ・資料-4 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----表 11 表 都道府県別医療費の状況（その 6）老人保健負担分

推計方法

- ・平成 20 年度以降については、資料-1 の額を資料-2 の値で都道府県別に按分することで老人給付負担を算出した。
- ・平成 19 年度以前は従来どおり算出した基金負担分、国保負担分に分けて推計した額を合算した。

推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成23年度 給付額
1	北海道	691,507
2	青森県	139,199
3	岩手県	135,036
4	宮城県	200,819
5	秋田県	133,150
6	山形県	136,374
7	福島県	215,421
8	茨城県	246,882
9	栃木県	167,551
10	群馬県	187,631
11	埼玉県	476,293
12	千葉県	418,535
13	東京都	1,020,302
14	神奈川県	631,915
15	新潟県	236,326
16	富山県	124,740
17	石川県	133,422
18	福井県	91,662
19	山梨県	87,182
20	長野県	229,142
21	岐阜県	198,419
22	静岡県	322,616
23	愛知県	604,861
24	三重県	169,449
25	滋賀県	122,014
26	京都府	271,876
27	大阪府	833,440
28	兵庫県	554,591
29	奈良県	134,700
30	和歌山県	120,961
31	鳥取県	69,291
32	島根県	97,896
33	岡山県	224,843
34	広島県	341,704
35	山口県	204,014
36	徳島県	104,208
37	香川県	121,761
38	愛媛県	176,583
39	高知県	121,864
40	福岡県	610,263
41	佐賀県	110,167
42	長崎県	197,189
43	熊本県	242,069
44	大分県	160,058
45	宮崎県	134,482
46	鹿児島県	245,263
47	沖縄県	112,932
	合計	12,310,603

2.2.11 介護

(1)負担

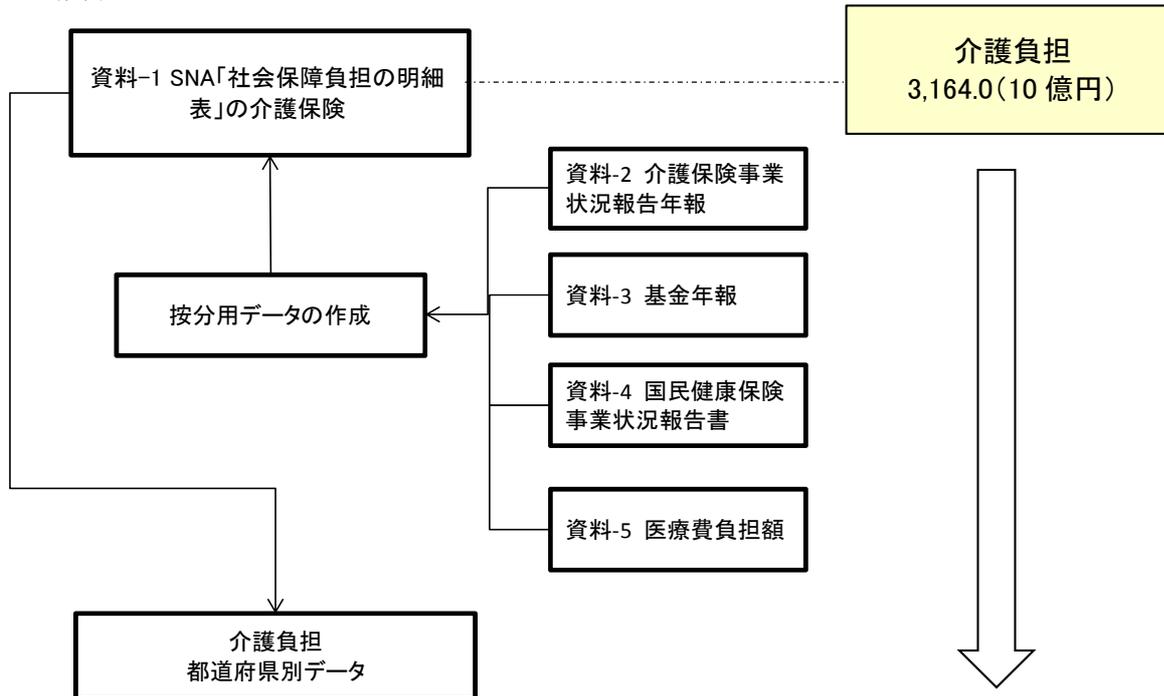
使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----第 13 表 都道府県別保険料収納額 収納額累計（第 1 号被保険者負担額）
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況（第 2 号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』（厚生労働省）----B 表 介護納付金（第 2 号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-5 『医療費負担額』（本調査）

推計方法

- ・ 資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第 1 号被保険者負担額（資料-2）と第 2 号被保険者負担額（資料-3、資料-4）から構成されており、さらに第 2 号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・ 資料-2 より第 1 号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4 より第 2 号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第 1 号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1 のコントロール・トータルには一致しない。また、都道県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5 により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1 のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成23年度 負担額		都道府県	平成23年度 負担額
1	北海道	124,618	25	滋賀県	30,045
2	青森県	33,494	26	京都府	61,591
3	岩手県	28,142	27	大阪府	237,962
4	宮城県	45,739	28	兵庫県	126,871
5	秋田県	26,081	29	奈良県	28,908
6	山形県	27,644	30	和歌山県	24,351
7	福島県	39,503	31	鳥取県	14,458
8	茨城県	62,067	32	島根県	18,055
9	栃木県	44,514	33	岡山県	47,872
10	群馬県	46,148	34	広島県	71,810
11	埼玉県	138,155	35	山口県	36,053
12	千葉県	117,315	36	徳島県	19,553
13	東京都	532,646	37	香川県	24,750
14	神奈川県	192,776	38	愛媛県	35,128
15	新潟県	59,796	39	高知県	18,455
16	富山県	29,862	40	福岡県	115,671
17	石川県	29,906	41	佐賀県	20,228
18	福井県	19,862	42	長崎県	34,085
19	山梨県	19,799	43	熊本県	41,728
20	長野県	52,744	44	大分県	27,600
21	岐阜県	48,819	45	宮崎県	26,034
22	静岡県	93,732	46	鹿児島県	37,457
23	愛知県	182,348	47	沖縄県	26,252
24	三重県	43,371		合計	3,163,998

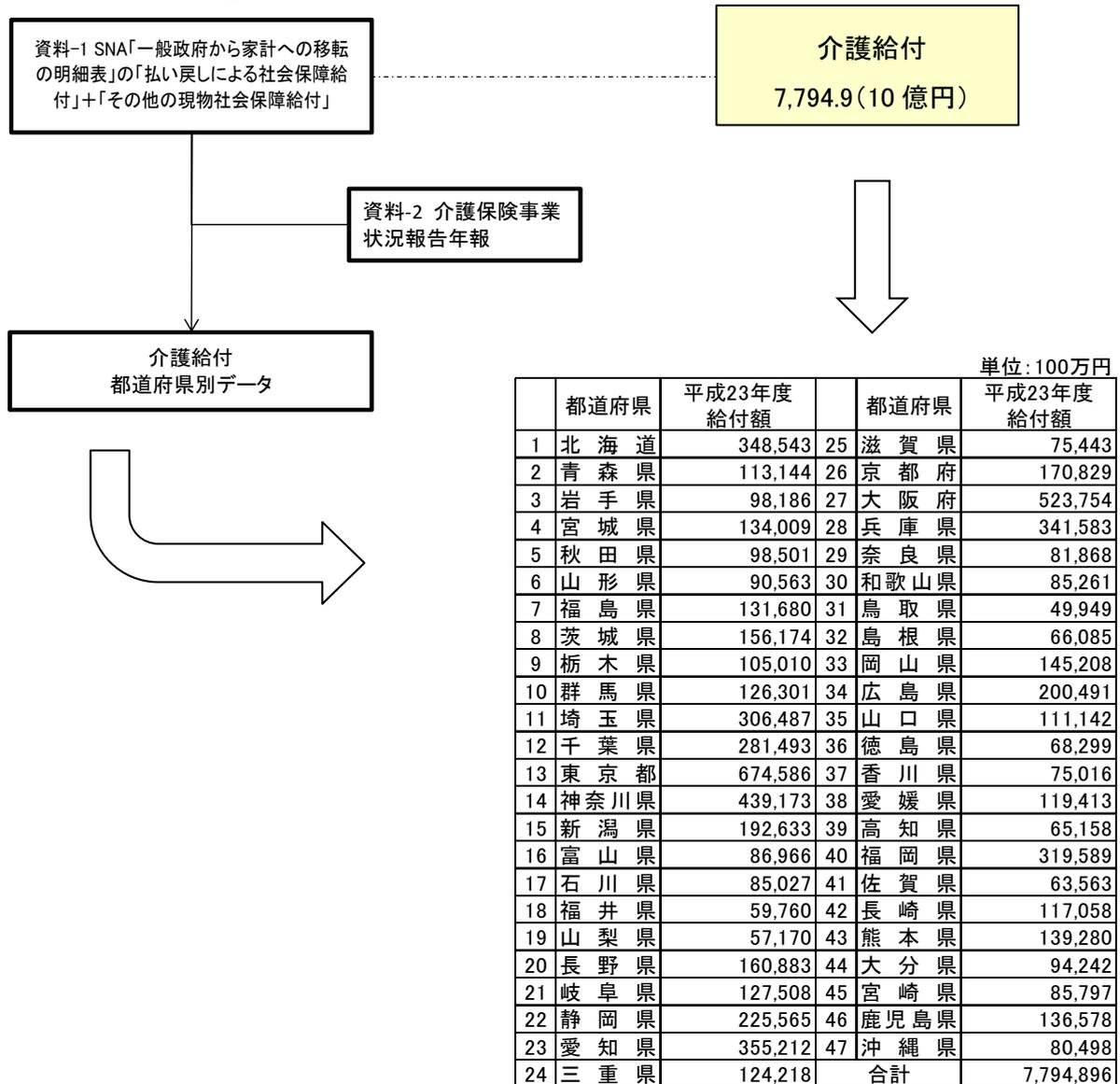
給付

使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）---5.付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）のうち介護保険の「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」の合計値（現物社会移転）
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）---第12表 都道府県別保険給付支払額（その2）合計 支払済額累計

推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する



2.3 税金部門

2.3.1 所得税

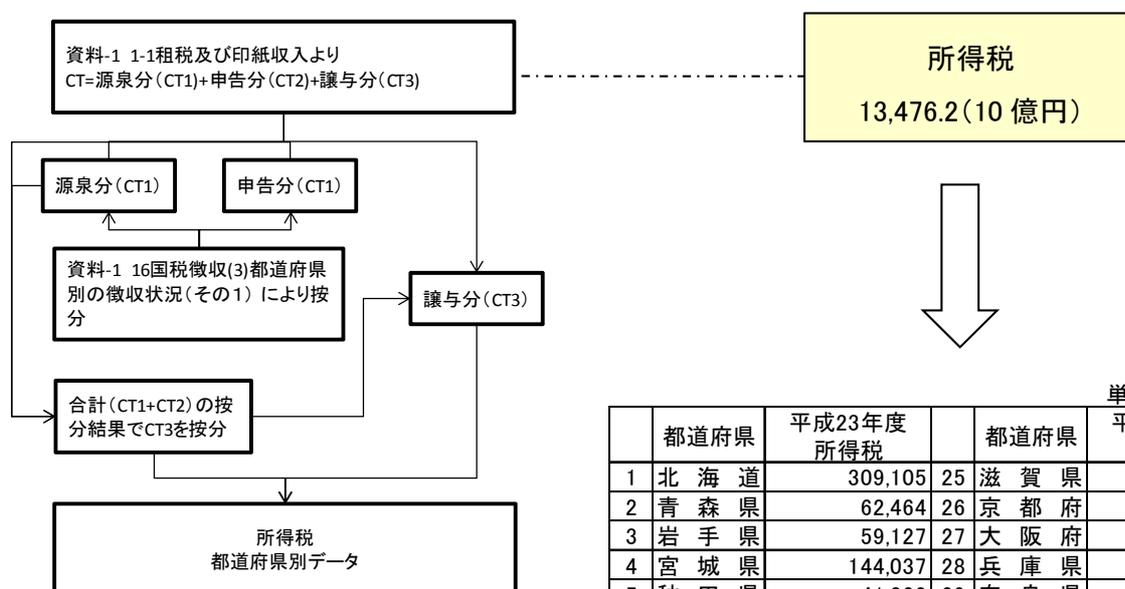
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

推計方法

- 所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1の1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1の16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与税）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成23年度 所得税		都道府県	平成23年度 所得税
1	北海道	309,105	25	滋賀県	75,499
2	青森県	62,464	26	京都府	226,261
3	岩手県	59,127	27	大阪府	1,204,264
4	宮城県	144,037	28	兵庫県	385,314
5	秋田県	41,822	29	奈良県	68,285
6	山形県	51,753	30	和歌山県	53,120
7	福島県	95,272	31	鳥取県	25,026
8	茨城県	179,809	32	島根県	32,737
9	栃木県	127,697	33	岡山県	113,044
10	群馬県	123,702	34	広島県	211,912
11	埼玉県	432,971	35	山口県	92,076
12	千葉県	346,311	36	徳島県	44,882
13	東京都	5,374,608	37	香川県	74,965
14	神奈川県	753,331	38	愛媛県	82,746
15	新潟県	122,454	39	高知県	38,600
16	富山県	75,904	40	福岡県	357,763
17	石川県	74,052	41	佐賀県	38,849
18	福井県	51,375	42	長崎県	67,212
19	山梨県	53,816	43	熊本県	90,581
20	長野県	123,507	44	大分県	56,931
21	岐阜県	131,267	45	宮崎県	59,433
22	静岡県	277,626	46	鹿児島県	77,023
23	愛知県	807,540	47	沖縄県	68,646
24	三重県	111,470		合計	13,476,189

注：CT はコントロール・トータルの略表記（以下、同様）

2.3.2 法人税

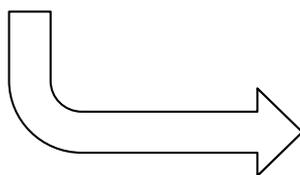
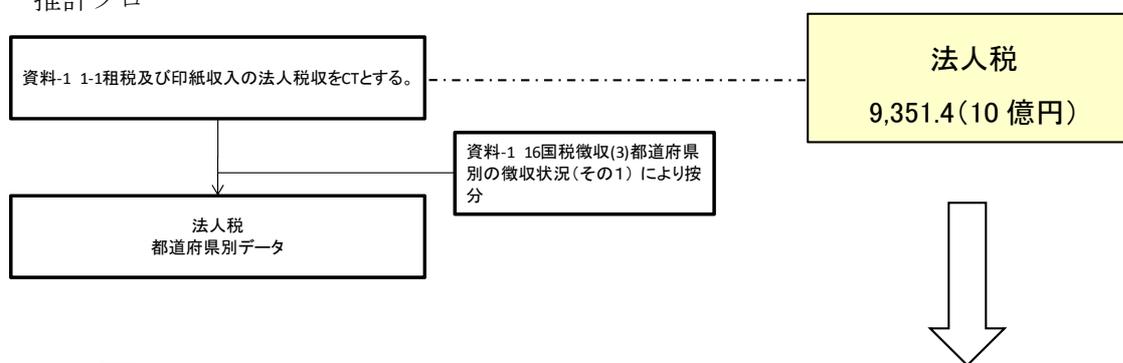
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

推計方法

- 法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税の都道府県別データにより按分する。

推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成23年度 法人税		都道府県	平成23年度 法人税
1	北海道	161,615	25	滋賀県	47,397
2	青森県	27,156	26	京都府	151,887
3	岩手県	31,106	27	大阪府	983,769
4	宮城県	82,057	28	兵庫県	244,522
5	秋田県	16,498	29	奈良県	23,267
6	山形県	26,655	30	和歌山県	25,598
7	福島県	58,369	31	鳥取県	12,525
8	茨城県	90,997	32	島根県	17,873
9	栃木県	50,011	33	岡山県	87,312
10	群馬県	98,411	34	広島県	151,059
11	埼玉県	193,354	35	山口県	65,805
12	千葉県	177,066	36	徳島県	25,288
13	東京都	4,411,069	37	香川県	45,332
14	神奈川県	314,951	38	愛媛県	82,201
15	新潟県	87,242	39	高知県	15,305
16	富山県	57,572	40	福岡県	192,576
17	石川県	44,426	41	佐賀県	24,202
18	福井県	32,178	42	長崎県	37,420
19	山梨県	67,763	43	熊本県	43,968
20	長野県	68,496	44	大分県	35,701
21	岐阜県	80,401	45	宮崎県	24,444
22	静岡県	154,339	46	鹿児島県	42,010
23	愛知県	546,523	47	沖縄県	41,822
24	三重県	51,889		合計	9,351,427

2.3.3 消費税

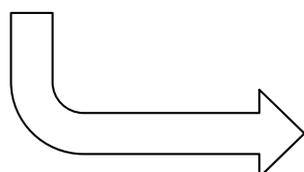
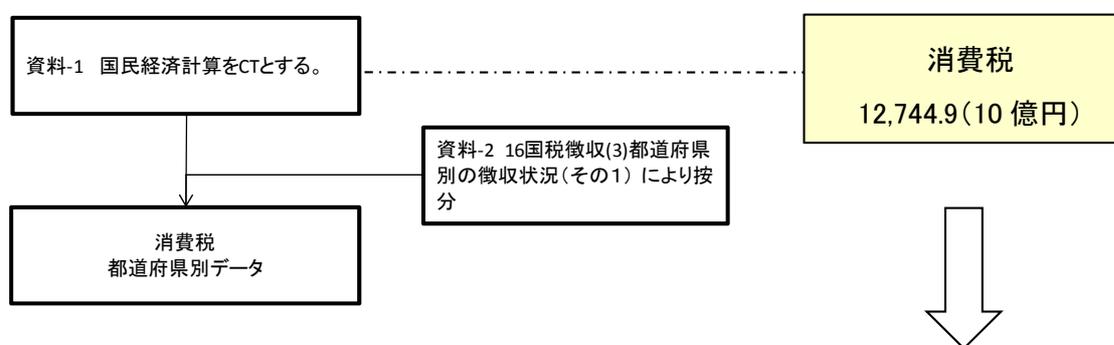
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）---5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
(1)生産物に課される税 a. 付加価値型税(VAT)の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁）----16 国税徴収(3)都道府県別の消費税
の徴収状況（その1）

推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の消費税の都道府県別データにより按分する。

推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成23年度 消費税		都道府県	平成23年度 消費税
1	北海道	325,225	25	滋賀県	70,412
2	青森県	74,887	26	京都府	205,153
3	岩手県	66,674	27	大阪府	1,195,688
4	宮城県	149,656	28	兵庫県	356,686
5	秋田県	44,381	29	奈良県	51,098
6	山形県	61,774	30	和歌山県	48,794
7	福島県	114,371	31	鳥取県	27,022
8	茨城県	173,427	32	島根県	35,331
9	栃木県	107,695	33	岡山県	126,258
10	群馬県	139,365	34	広島県	225,712
11	埼玉県	342,420	35	山口県	86,882
12	千葉県	293,659	36	徳島県	38,031
13	東京都	4,945,144	37	香川県	72,934
14	神奈川県	604,777	38	愛媛県	93,474
15	新潟県	154,718	39	高知県	36,116
16	富山県	95,293	40	福岡県	356,384
17	石川県	84,345	41	佐賀県	40,922
18	福井県	56,977	42	長崎県	66,093
19	山梨県	47,602	43	熊本県	85,929
20	長野県	130,325	44	大分県	63,149
21	岐阜県	139,619	45	宮崎県	50,873
22	静岡県	250,578	46	鹿児島県	79,207
23	愛知県	759,065	47	沖縄県	64,714
24	三重県	106,060		合計	12,744,899

2.3.4 自動車重量税

①使用データ

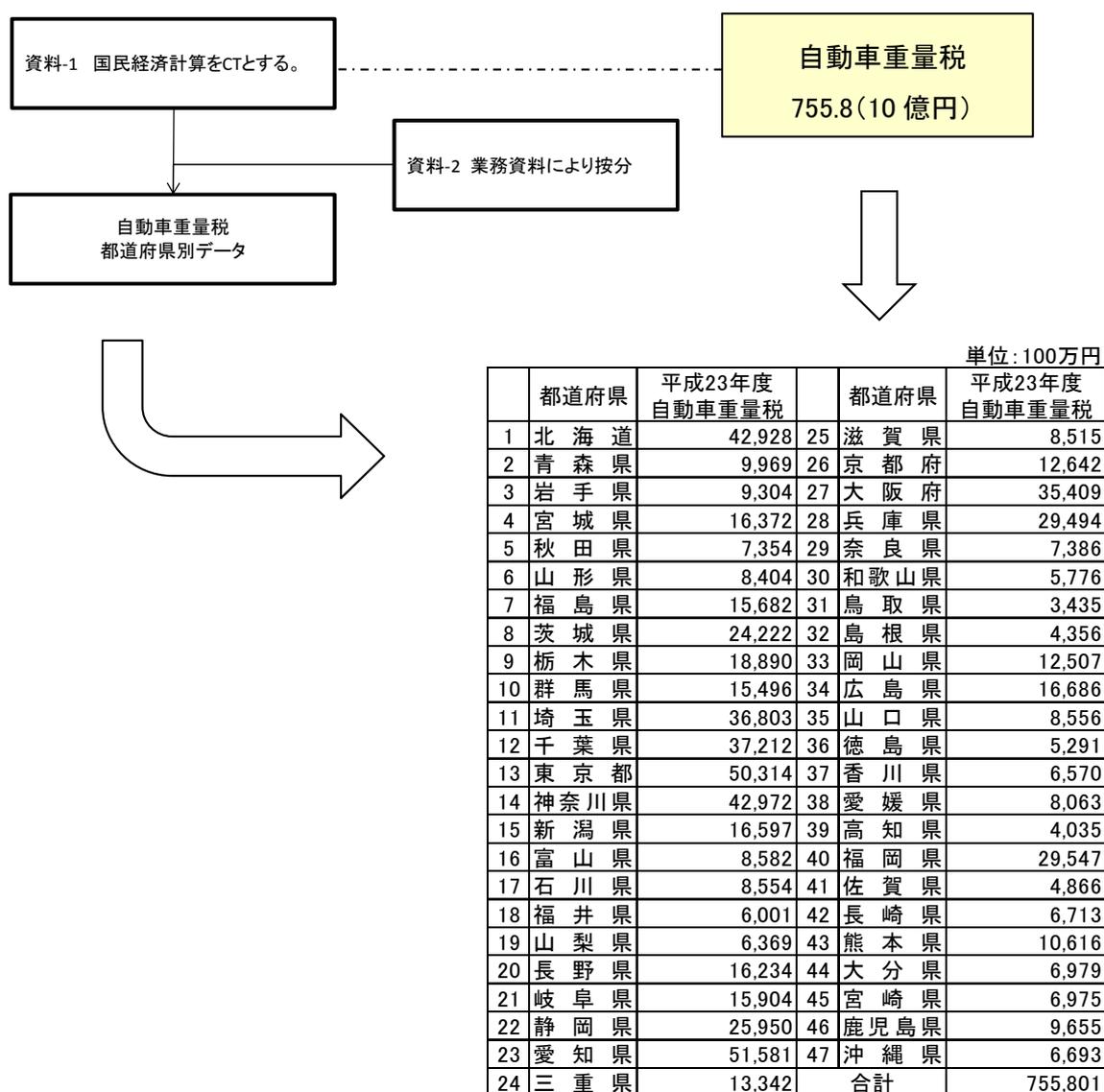
- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）---5. 付表 6. 一般政府の部門別勘定
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）

- 資料-2 『業務資料』（国土交通省）--国土交通省から提供を受けたもの

推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値を2倍したものとする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

推計フロー



2.3.5 輸入関税

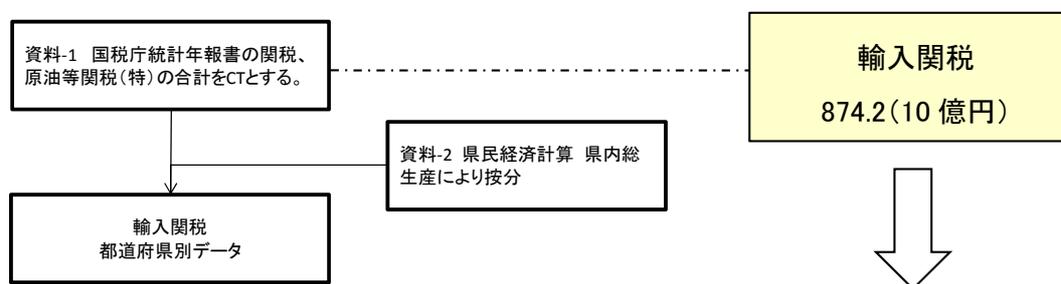
①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- ・資料-2 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

推計方法

- ・ 輸入関税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の関税、原油等関税(特)の合計値とする。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する（適切な按分資料がないため）。

推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成23年度 輸入関税		都道府県	平成23年度 輸入関税
1	北海道	31,926	25	滋賀県	10,378
2	青森県	7,661	26	京都府	17,920
3	岩手県	7,207	27	大阪府	59,837
4	宮城県	13,437	28	兵庫県	33,126
5	秋田県	6,248	29	奈良県	6,261
6	山形県	6,863	30	和歌山県	6,018
7	福島県	11,136	31	鳥取県	3,200
8	茨城県	20,077	32	島根県	4,093
9	栃木県	13,651	33	岡山県	13,059
10	群馬県	14,068	34	広島県	19,921
11	埼玉県	35,096	35	山口県	9,625
12	千葉県	34,731	36	徳島県	4,947
13	東京都	160,873	37	香川県	6,384
14	神奈川県	56,068	38	愛媛県	8,902
15	新潟県	15,299	39	高知県	3,892
16	富山県	7,836	40	福岡県	31,579
17	石川県	7,350	41	佐賀県	4,621
18	福井県	5,622	42	長崎県	8,065
19	山梨県	5,401	43	熊本県	9,956
20	長野県	14,476	44	大分県	7,368
21	岐阜県	11,961	45	宮崎県	6,267
22	静岡県	27,570	46	鹿児島県	9,666
23	愛知県	55,972	47	沖縄県	6,744
24	三重県	11,868		合計	874,226

2.3.6 その他（税金）

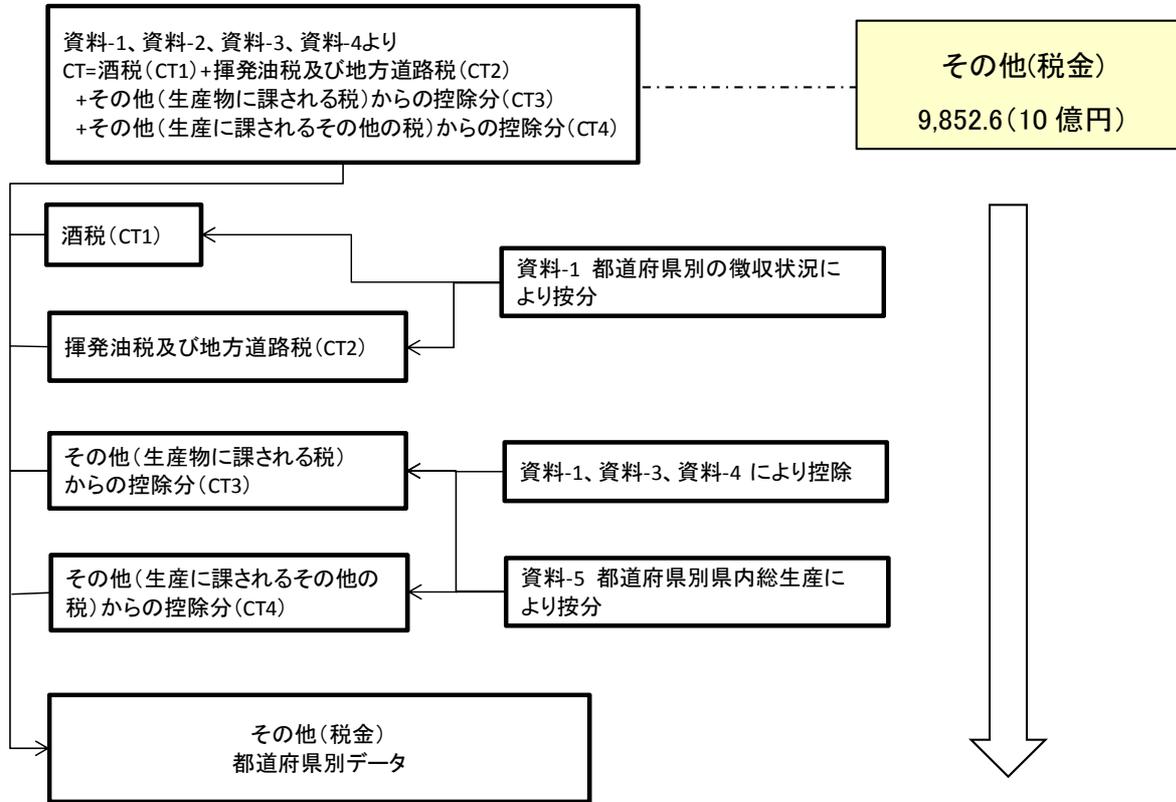
①使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金 (3) 都道府県別の徴収状況（その2）収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----「付表6. 一般政府の部門別勘定」(1)生産物に課される税（中央政府）と a. 付加価値型税(VAT)（地方政府分）の合計値、(2)生産に課されるその他の税（中央政府）
- ・資料-3 『決算書』（財務省）----日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税（電源立地勘定）、電源開発促進税（電源利用化勘定）、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、（本調査）
- ・資料-5 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

推計方法

- ・ その他（税金）は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他（生産物に課される税）からの控除分、その他（生産に課されるその他の税）からの控除分、の4つの部分から構成される。ただし、上記の4つ以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める税金についても扱い、これは東京都分として加算する。
- ・ 酒税は、資料-1の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・ 揮発油税及び地方道路税は、資料-1の揮発油税、地方道路税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・ その他（生産物に課される税）の控除分は、資料-2の生産物に課される税（中央政府）と付加価値型税（VAT）（地方政府分）の合計値から資料-1酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金、資料-4の省税、輸入関税分を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。
- ・ その他（生産に課されるその他の税）の控除分は、資料-2の生産に課されるその他の税（中央政府）から資料-4の自動車重量税の1/2、資料-3の電源開発促進税（電源立地勘定）及び電源開発促進税（電源利用化勘定）を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。

推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成23年度 その他(税金)		都道府県	平成23年度 その他(税金)
1	北海道	367,887	25	滋賀県	72,931
2	青森県	85,625	26	京都府	147,886
3	岩手県	38,095	27	大阪府	683,435
4	宮城県	148,589	28	兵庫県	282,707
5	秋田県	69,351	29	奈良県	32,456
6	山形県	44,607	30	和歌山県	139,588
7	福島県	59,598	31	鳥取県	16,532
8	茨城県	342,122	32	島根県	21,207
9	栃木県	95,535	33	岡山県	284,910
10	群馬県	115,358	34	広島県	105,998
11	埼玉県	185,449	35	山口県	298,735
12	千葉県	612,605	36	徳島県	25,932
13	東京都	1,941,567	37	香川県	131,510
14	神奈川県	1,023,623	38	愛媛県	148,355
15	新潟県	140,393	39	高知県	20,900
16	富山県	67,672	40	福岡県	273,387
17	石川県	38,390	41	佐賀県	31,868
18	福井県	29,057	42	長崎県	42,081
19	山梨県	30,995	43	熊本県	64,510
20	長野県	77,329	44	大分県	148,961
21	岐阜県	62,493	45	宮崎県	65,166
22	静岡県	177,045	46	鹿児島県	84,718
23	愛知県	580,376	47	沖縄県	82,939
24	三重県	312,160		合計	9,852,633

2.3.7 個人住民税

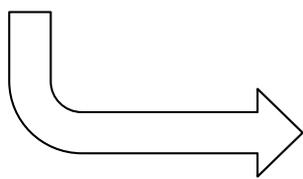
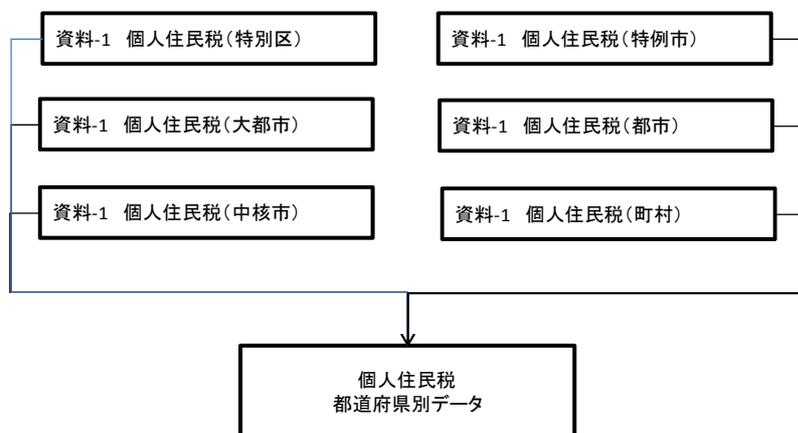
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績 二市町村税 1 普通税（イ）所得割 特別区 収入額、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績(1) 市民税（イ）所得割、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績(1)市民税（イ）所得割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)(1)市民税（ロ）所得割、2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)(1)市民税（ロ）所得割

推計方法

- 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成23年度 個人住民税		都道府県	平成23年度 個人住民税
1	北海道	368,742	25	滋賀県	114,825
2	青森県	73,185	26	京都府	215,302
3	岩手県	69,263	27	大阪府	735,408
4	宮城県	141,523	28	兵庫県	493,701
5	秋田県	55,860	29	奈良県	117,349
6	山形県	66,444	30	和歌山県	65,662
7	福島県	114,208	31	鳥取県	34,896
8	茨城県	234,053	32	島根県	43,773
9	栃木県	155,184	33	岡山県	138,605
10	群馬県	147,836	34	広島県	231,753
11	埼玉県	675,457	35	山口県	103,624
12	千葉県	613,746	36	徳島県	52,156
13	東京都	1,866,093	37	香川県	73,859
14	神奈川県	1,039,973	38	愛媛県	90,088
15	新潟県	154,415	39	高知県	46,111
16	富山県	83,832	40	福岡県	369,616
17	石川県	86,978	41	佐賀県	50,238
18	福井県	60,213	42	長崎県	84,165
19	山梨県	62,501	43	熊本県	105,787
20	長野県	151,295	44	大分県	73,013
21	岐阜県	157,244	45	宮崎県	61,823
22	静岡県	324,248	46	鹿児島県	93,181
23	愛知県	735,754	47	沖縄県	70,021
24	三重県	150,159		合計	11,053,162

2.3.8 法人住民税

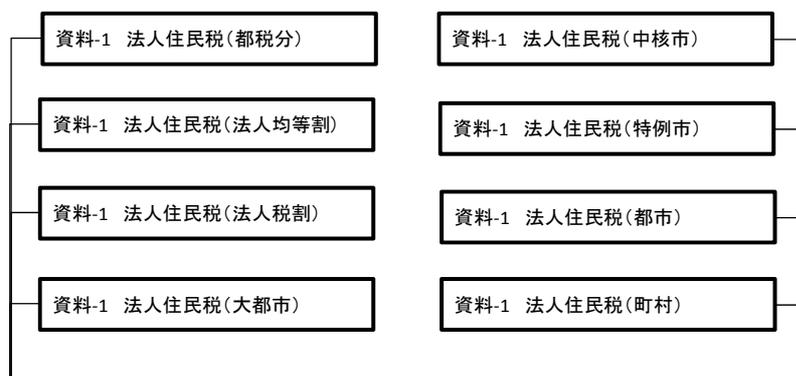
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省） ---2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績の法人均等割及び法人税割の都税分、2-6-3 表都道府県別・税目別徴収実績 (1)道府県民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-4 表大都市別・税目別徴収実績(1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績 (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-6 表特例市別・税目別徴収実績 (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び 2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別) (1)市民税 (ハ) 法人均等割 (ニ) 法人税割

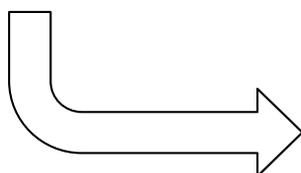
推計方法

- 法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

推計フロー



法人住民税
都道府県別データ



単位: 100万円

	都道府県	平成23年度 法人住民税		都道府県	平成23年度 法人住民税
1	北海道	77,077	25	滋賀県	32,309
2	青森県	14,730	26	京都府	54,846
3	岩手県	16,123	27	大阪府	254,821
4	宮城県	41,615	28	兵庫県	98,532
5	秋田県	12,147	29	奈良県	14,252
6	山形県	14,921	30	和歌山県	15,185
7	福島県	25,012	31	鳥取県	7,782
8	茨城県	54,855	32	島根県	9,369
9	栃木県	37,386	33	岡山県	36,083
10	群馬県	37,925	34	広島県	57,667
11	埼玉県	107,697	35	山口県	24,731
12	千葉県	90,783	36	徳島県	14,064
13	東京都	738,965	37	香川県	23,886
14	神奈川県	161,452	38	愛媛県	27,038
15	新潟県	37,614	39	高知県	9,638
16	富山県	23,894	40	福岡県	96,343
17	石川県	23,859	41	佐賀県	13,094
18	福井県	18,898	42	長崎県	18,275
19	山梨県	19,659	43	熊本県	25,078
20	長野県	34,562	44	大分県	17,321
21	岐阜県	35,099	45	宮崎県	13,995
22	静岡県	68,758	46	鹿児島県	20,903
23	愛知県	170,198	47	沖縄県	15,579
24	三重県	32,212		合計	2,796,232

2.3.9 その他の経常税（非法人）

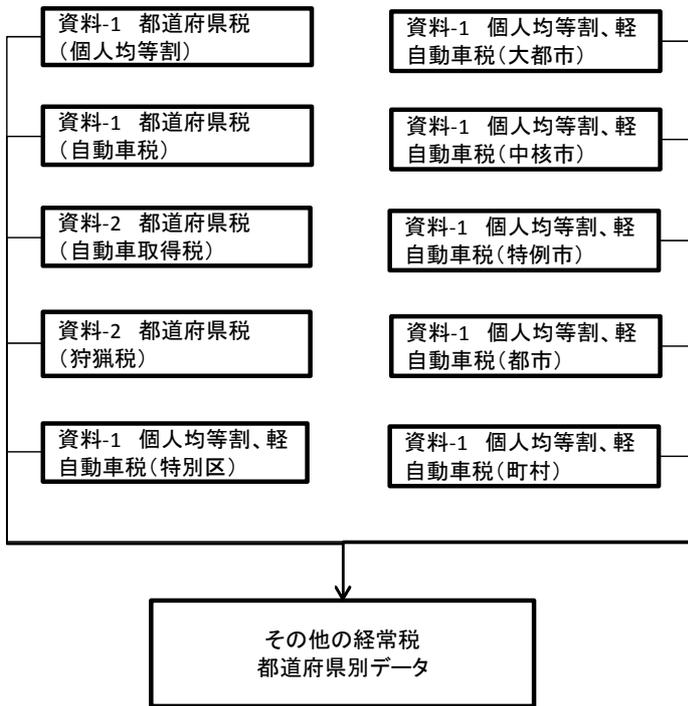
① 使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 (1)道府県民税（イ）個人均等割 8.自動車税、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より市町村民税の①個人均等割と②軽自動車税

- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）---都道府県ごとの自動車登録税、狩猟税
推計方法

- その他の経常税（非法人）は、その他の経常税＝道府県民税（個人均等割）+市町村民税（個人均等割）+自動車税の1/2+自動車取得税の1/2+軽自動車税の1/2+狩猟税である。資料-1のデータを積み上げる。

推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成23年度 その他の 経常税		都道府県	平成23年度 その他の 経常税
1	北海道	57,140	25	滋賀県	14,788
2	青森県	13,303	26	京都府	20,837
3	岩手県	13,820	27	大阪府	64,367
4	宮城県	23,167	28	兵庫県	50,410
5	秋田県	11,497	29	奈良県	12,764
6	山形県	13,099	30	和歌山県	9,655
7	福島県	22,553	31	鳥取県	5,956
8	茨城県	37,619	32	島根県	7,155
9	栃木県	25,991	33	岡山県	20,692
10	群馬県	25,196	34	広島県	27,549
11	埼玉県	66,335	35	山口県	14,850
12	千葉県	57,377	36	徳島県	8,052
13	東京都	93,594	37	香川県	10,414
14	神奈川県	77,662	38	愛媛県	13,415
15	新潟県	25,487	39	高知県	6,980
16	富山県	13,182	40	福岡県	46,789
17	石川県	13,444	41	佐賀県	8,393
18	福井県	9,295	42	長崎県	11,535
19	山梨県	10,047	43	熊本県	17,393
20	長野県	25,856	44	大分県	11,685
21	岐阜県	24,489	45	宮崎県	10,929
22	静岡県	43,368	46	鹿児島県	15,246
23	愛知県	86,368	47	沖縄県	10,571
24	三重県	21,307		合計	1,231,621

2.3.10 生産物に課される税（その他）

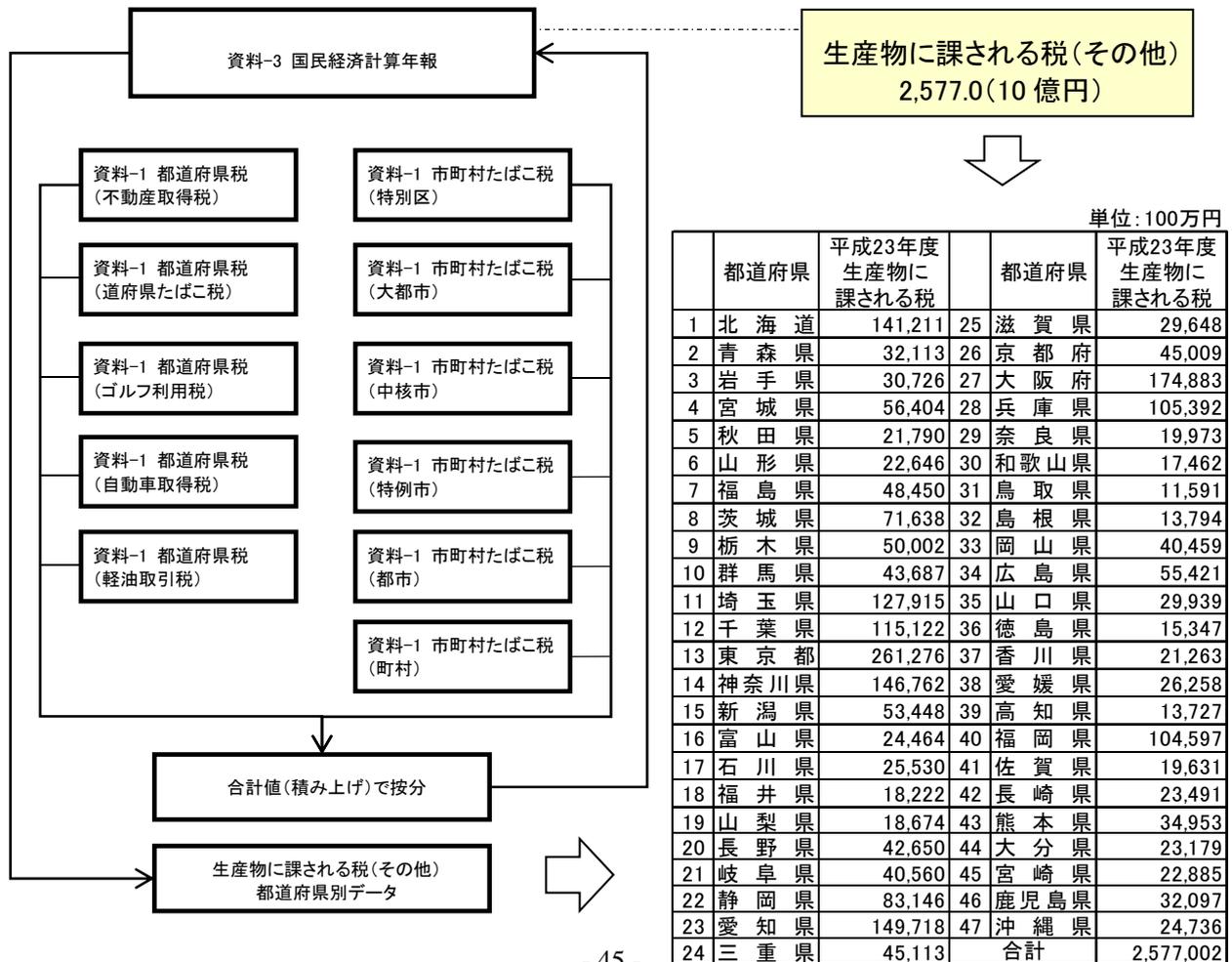
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 (4)不動産取得税 (5)道府県たばこ税 (6)ゴルフ場利用、1.総括 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）---都道府県ごとの自動車取得税、軽油取引税
- 資料-3 『国民経済計算』（内閣府）---付表 6 の 6.一般政府の部門別勘定(1)生産物に課される税 c.その他「地方政府」の値

推計方法

- 生産物に課される税（その他）は、生産に課される税（その他）＝道府県民税（不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税+軽油取引税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3 の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

推計フロー



2.3.11 生産に課されるその他の税

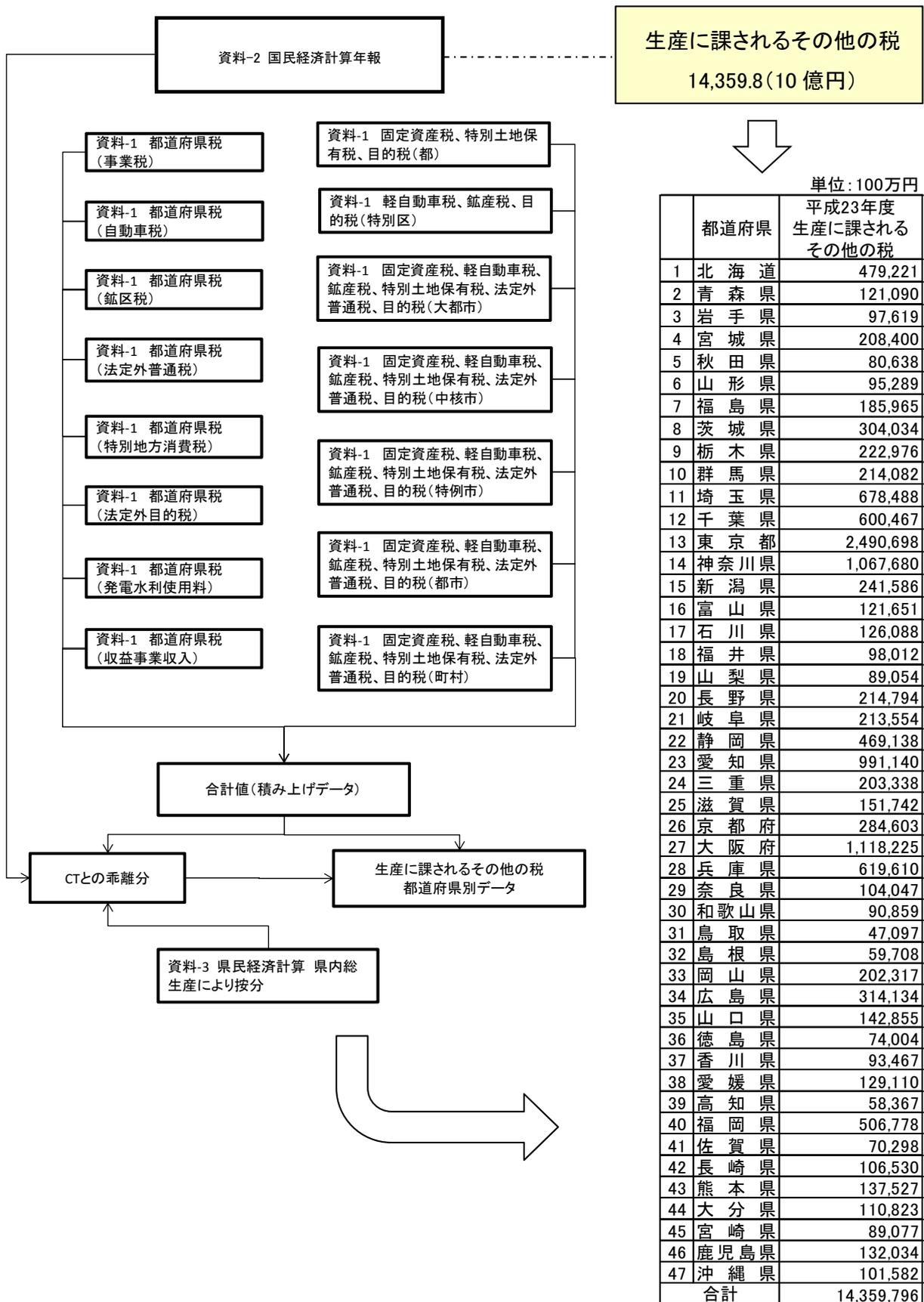
①使用データ

- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より 事業税, 自動車税, 鉦区税, 法定外普通税, 特別地方消費税, 法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より 発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より 収益事業収入、2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より 都の固定資産税, 特別土地保有税, 目的税, 軽自動車税(特別区), 鉦産税(特別区), 目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より 固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 6 の 6.一般政府の部門別勘定(1)生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質固定）

推計方法

- ・ 生産に課される税（その他）は、生産に課されるその他の税＝都道府県税（事業税+自動車税の1/2+鉦区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入）+市町村税（固定資産税+軽自動車税の1/2+鉦産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税）である。資料-1のデータを積み上げる。
- ・ 資料-2の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

推計フロー



2.4 県民経済計算

(1)2001～2011 年

系列名

実質・名目純移出入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----3.県民所得、4.県内総生産（支出側、名目）、5.県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）、6.県民雇用者報酬、12.県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----付表 8.一般政府の機能別最終消費支出（名目）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）----都道府県別社会資本ストック

推計方法

- ・ 基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・ 純移出入は愛知県のみ数値が名目、実質とも公表されていないため、統計上の不突合を含んだ数値を用いる。
- ・ 固定資本減耗（政府）は、『県民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2 の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3 の都道府県別社会資本ストックで按分する。

系列名	推計資料、推計方法
実質純移出入	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、「財貨・サービスの移出入(純)」。ただし、愛知県は統計上の不突合を含む。
実質 GDP	=都道府県実質 GDP の合計=地域 GDP の合計
実質民間消費	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間最終消費
実質民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間企業設備
実質民間住宅	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間住宅
実質公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、公的総固定資本形成
実質政府消費	県民経済計算 主要系列表 5.県内総生産(支出側、実質:固定基準年方式)、民間住宅
実質その他の最終需要	=実質 GDP－実質民間消費－実質民間企業設備－実質民間住宅－実質政府消費－実質公的資本形成－実質純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)

系列名	推計資料、推計方法
名目純移出入	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、「財貨・サービスの移出入(純)」。ただし、愛知県は統計上の不突合を含む。
名目 GDP	＝都道府県名目 GDP の合計＝地域 GDP の合計
名目民間消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間最終消費
名目民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間企業設備
名目民間住宅	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成
名目公的資本形成(うち一般政府)	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成(うち一般政府)
名目政府消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目その他の最終需要	＝名目 GDP－名目民間消費－名目民間企業設備－名目民間住宅－名目政府消費－名目公的資本形成－名目純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)
就業者数	県民経済計算 総括表 12. 県内就業者数
雇用者数	県民経済計算 総括表 13. 県民雇用者数
雇用者報酬	県民経済計算 総括表 6. 県民雇用者報酬
財産所得(家計)	県民経済計算 主要系列表 3. 県民所得
固定資本減耗	CT を国民経済計算 付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出(名目)の固定資本減耗とし、内訳を社会資本ストック(Kg)で按分する

1980～2000 年

系列名

都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP (都道府県合計値)、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得(家計)、固定資本減耗(政府)

使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』(内閣府) ----平成 8－平成 20 年度(93SNA 平成 12 年基準)
- ・資料-2 『旧基準係数』(内閣府) ----平成 2－平成 15 年度(93SNA 平成 7 年基準)
- ・資料-3 『旧基準係数』(内閣府) ----昭和 50－平成 11 年度(68SNA 平成 2 年基準)

推計方法

- ・ 遡及推計にあたり、まず各系列の 2001-2010 年度(93SNA 平成 17 年基準)、1980-09 年度(93SNA 平成 12 年基準)の実質値、名目値、デフレーター(名目値/実質値)を用意する。
- ・ 93SNA 平成 12 年基準のデータを 93SNA 平成 17 年基準に変換して 1980-2000 年度のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、2001-03 年までの乖離係数(93SNA 平成 17 年基準/93SNA 平成 12 年基準)を算出する。この乖離係数の平均値をとり調整係数とし、

この調整係数に 93SNA 平成 12 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 17 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成した。

なお、平成 12 年基準の県民経済計算について公表されているデータは 1996-2009 年度であり、上記で「1980-09 年度の平成 12 年基準値」としているのは、平成 24 年度の作業において、以下のとおり作業し、過去基準の値をそれぞれ換算して遡及推計した 1980-1995 年度の期間を含んだデータである。

- 遡及推計にあたり、まず各系列の 96-08 年（93SNA 平成 12 年基準）、90-03 年（93SNA 平成 7 年基準）、80-99 年（68SNA 平成 2 年基準）の実質値、名目値、デフレーター（名目値／実質値）を用意する。
- 93SNA 平成 7 年基準のデータを 93SNA 平成 12 年基準に変換して 90-95 年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、96-03 年までの乖離係数（93SNA 平成 12 年基準／93SNA 平成 7 年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に 93SNA 平成 7 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 12 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。
- 68SNA 平成 2 年基準のデータを 93SNA 平成 12 年基準に変換して 80-89 年のデータを作成する。名目値及びデフレーターについて、90-99 年までの乖離係数（93SNA 平成 12 年基準／68SNA 平成 2 年基準）を算出する。この乖離係数の都道府県ごとの適切な期間の平均値をとり調整係数とする（今年作業では、昨年作業と同じ期間を採用）。この調整係数に 68SNA 平成 2 年基準のデータを乗じて 93SNA 平成 12 年基準の名目値、デフレーターを作成し、名目値をデフレーターで除して実質値を作成する。

- なお、平成 22 年以降の県民経済計算では、財貨・サービスの移出、移入の内訳が公表されておらず、収支尻である純移出入のみとなっている。正負どちらの値もとりのる収支尻は上述した方法では遡及して接続ができないことから、今年度作業では純移出入は遡及推計を行っていない。

2.5 都道府県別民間資本ストック

2.5.1 推計方法

(1) 本推計の概要

都道府県別民間企業資本ストックは、下記の農林水産業、鉱業、建設業、製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他製造品）、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業について、平成21年度までは、内閣府が作成した都道府県別の民間企業資本ストックを用い、平成22年度以降は、内閣府が公表した「民間企業資本ストック年報」の新設投資額に整合するように都道府県別の新設投資額を過去の新設投資額から各種の関連統計に基づいて延長推計し、これを前年のストックから除却分を控除したものに加算して民間企業資本ストックを計算する。

(2) 都道府県別民間企業資本ストック推計の枠組み

【民間企業資本ストックの範囲】

本調査で対象とする産業は以下のとおりである。

- ・ 農林水産業
- ・ 鉱業
- ・ 建設業
- ・ 製造業（食料品、繊維、パルプ・紙、化学、石油・石炭製品、窯業・土石製品、一次金属²、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他³）
- ・ 卸売・小売業
- ・ 金融・保険業
- ・ 不動産業
- ・ 運輸・通信業
- ・ 電気・ガス・水道業
- ・ サービス業

なお、都道府県別合計値が内閣府「民間企業資本ストック」（進捗ベース）の全国値に合うように調整した。

【推計資料】

- ・ 新設投資額の一次推計については、以下のとおり作成した按分指標に基づいて都道府県別値を推計した。
- ・ 平成20年以降、工業統計の産業分類が変更となったため、SNAの産業分類うちの「一般機械」、「精密機械」を合算したものが工業統計の「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」に相当するとみなし、伸び率を計算した。

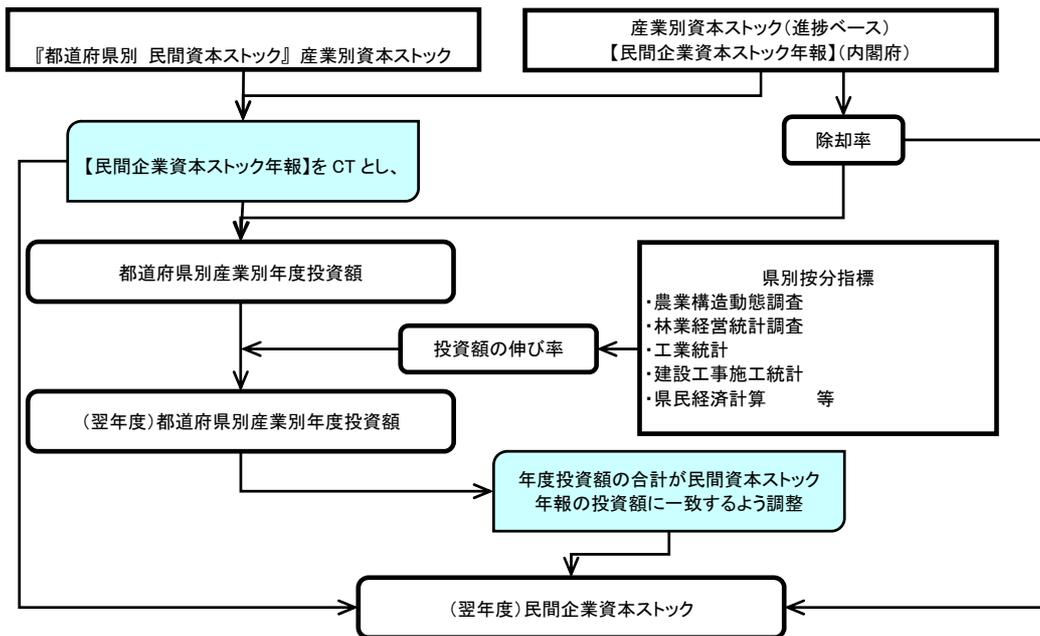
² 民間企業資本ストック年報の「鉄鋼」、「非鉄金属」を合算。

³ 民間企業資本ストック年報の「印刷・出版」、「その他製造業」を合算。

図表2-1 按分指標の計算式と用いる統計資料

	指標計算式	資料名	備考
農業	1 農家当たり固定資本購入(増資)	農業経営統計調査 経営形態別経営統計(個別経営)(農林水産省)	
	×総農家数	農林業センサス(農林水産省)	
林業	1 林家あたり償却資産	林業経営統計調査(農林水産省)	平成20年度調査以降、5年毎となったため、当面は平成20年度実績を適用
	×総林家数	農林業センサス(農林水産省)	
水産業(漁家)	漁家当たり固定資産期首現在高	固定資産期首現在高(漁業経営調査報告(個人経営体調査))(農林水産省)	連続したデータを安定して得ることが困難なため、昨年度同様、全期間1百万円で固定
	×海面漁家数	漁業センサス(農林水産省)	漁船非使用+無動力船+動力10t未満+小型定置
水産業(企業体)	期首有形固定資産	漁業経営調査報告(会社経営体調査))	
	×海面企業体数	漁業センサス(農林水産省)	動力10t以上+大型定置
水産業(内水面養殖業)	漁家当たり固定資産期首現在高	固定資産期首現在高(漁業経営調査報告(個人経営体調査))(農林水産省)	漁船漁業3t未満の平均値を利用
	×内水面漁業経営体数	漁業センサス(農林水産省)	
鉱業	都道府県別鉱業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計(国土交通省)	
製造業	有形固定資産取得額(土地以外のもの)建物及び構築物、機械及び設備、その他の合計額	工業統計(経済産業省)	平成23年は工業統計は実施されず、「平成24年経済センサス-活動調査」の中で把握
卸売・小売業	都道府県別卸売・小売業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
金融・保険業	都道府県別金融・保険業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
不動産業	都道府県別不動産業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
運輸・通信業	都道府県別運輸・通信業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
電気・ガス・水道業	都道府県別電気・ガス・水道業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	
サービス業	都道府県別サービス業県内総生産	県民経済計算(内閣府)	

(3) 推計フロー



(4) 計算式

●当期除却率

除却率は都道府県一律とする。

$$\text{除却率}_{t,i} = 1 - \frac{\text{資本ストック}_{t,i} - \text{投資額}_{t,i}}{\text{資本ストック}_{t-1,i}}$$

●翌年度投資額(平成 22 年度以降)

$$\text{投資額}_{t,i,p} = \text{投資額}_{t,i}(\text{資本ストック年報}) \times \frac{\text{投資額}_{t-1,i,p} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i,p}}{\sum_{\text{都道府県}} \text{投資額}_{t-1,i} \times \text{按分指標伸び率}_{t,i}}$$

●翌年度資本ストック(平成 22 年度以降)

$$\text{資本ストック}_{t,i,p} = (1 - \text{除却率}_{t,i}) \times \text{資本ストック}_{t-1,i,p} + \text{投資額}_{t,i,p}$$

t: 年度、i: 産業、p: 都道府県

2.6 都道府県別社会資本ストック

2.6.1 推計方法の概要

(1) 本推計の概要

都道府県別社会資本ストックは、下記の「道路」「港湾」「空港」等の国土基盤分野について、まず新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」を用いて都道府県別に按分し、これらのデータを基に分野ごとに資本ストックを計算して推計する。

昨年度調査までの本モデルにおける社会資本ストックの推計では、国土交通省国土計画局の「国土基盤に関する将来展望調査」（平成 17 年度）を更新する形を採っており、平成 15 年度までの再現部については、国土交通省総合政策局総合政策課の平成 16 年度の推計結果と国土交通省国土計画局総合計画局の平成 13 年度及び 14 年度推計のデータ更新したものを、「行政投資実績」の過年度の都道府県別投資比率で、都道府県に按分し、16 年度以降については、国土計画局の推計方針を基に、新たに入手可能なデータについては、入手することにより推計を行っていた。

平成 25 年度以降の本調査では、社会資本ストックの統計として内閣府『日本の社会資本 2012』を基礎として利用しており、1980 年度から 2009 年度までの部門別都道府県別社会資本ストック額は『日本の社会資本 2012』の粗資本ストック額を、2010 年度以降の延長にあたっては、上記の平成 24 年度調査までと同様の方法で推計した部門別、都道府県別のストックデータを 1 次推計とし、1 次推計値の対前年度比を『日本の社会資本 2012』の 2009 年度値に適用することで延伸した。

なお、海岸分野の群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、工業用水分野の奈良県については、社会資本 2012 では極小のストックが計上されており、1 次推計では該当する分野・地域のストックデータがないため、過去 3 年間の平均除却率を算出し、その割合で前年度ストック額が除却されるものとして延伸した。

(2) 都道府県別社会資本ストック推計の枠組み

【社会資本ストックの範囲】

本調査が対象とする国土基盤分野は以下のとおりである。

- ・ 交通分野（道路、港湾、空港）
- ・ 国土保全分野（治山、治水、海岸）
- ・ 生活分野（都市公園、上水道、下水道、廃棄物処理、住宅）
- ・ 文教分野（社会教育、学校）
- ・ 産業分野（農林漁業、工業用水）

【価格評価】

設備投資及び資本ストックは、平成17年基準価格で評価する。

【都道府県別公共投資の把握】

都道府県別社会資本ストックは、上記の国土基盤分野について、新設費・災害復旧費・更新費の全国値を把握し、これを「建設業務統計」や「行政投資実績」で都道府県別に按分して得た都道府県データから計算して推計する。

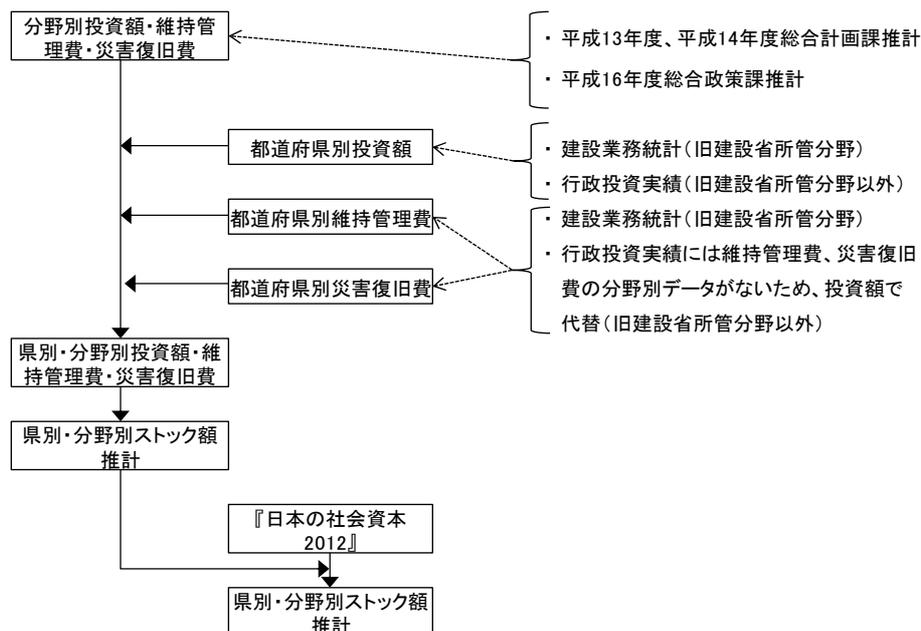
全国値の把握は、後述するように各種統計から行うが、都道府県別への按分は、国土交通省所管分野（港湾・航空を除く）については「建設業務統計」（国土交通省）、それ以外の分野については「行政投資実績」（総務省）の投資額の構成比率を用いる。

なお、「行政投資実績」（総務省）からは、公共部門の設備投資を都道府県別に毎年度横並びで捕捉することができる。しかし、この統計では用地補償費や維持管理費が投資額から分離できない他、たとえば「道路」なら橋梁や舗装等の個別分野に細分化して見るには限界があり、このためこの統計を用いた場合には、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の推計、平成16年度と同総合政策課の推計に比べ精度が落ちることになる。このため、国土交通省所轄分野（港湾・空港を除く）については、「建設業務統計」を採用している。

(3) 推計手順

推計のフローは以下のとおりである。なお、本調査では既存の推計を利用し、データを更新する形で行う。

図表2-2 県別・分野別推計のフロー



(4) 推計式

推計には以下の各式を用いている。

【新設費の推計式】

$$N_t = L_t - R_t - M_t - B_t$$

N_t : 新設費

L_t : 投資余力

(実績値最終年度(今回推計の場合は2008年度)の維持管理費+新設費+更新費+災害復旧費の合計値)

R_t : 更新費

M_t : 維持管理費

B_t : 災害復旧費

t : データの所属する年度

【更新費の推計式】

$$R_t = N_{t-n} + R_{t-n}$$

N_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の新設費

R_{t-n} : 耐用年数(n)年前の更新費

t : データの所属する年度

n : 耐用年数

【維持管理費の推計式】

各資本分野の当期の該当する維持管理費の合計。ただし、治山は治水のストック額に対する維持管理費の割合を当てはめて推計。また、農林水は新設費に一定割合を乗じて推計(参考資料の分野別推計の方法を参照)。

【災害復旧費の推計式】

各資本分野で、災害復旧費を過去の実績値の平均値で求めている場合と、災害復旧費が小額のため想定していない場合ことがある。各分野の取り扱いについては参考資料の分野別推計の方法を参照のこと。

【ストック額の推計式】

$$K_t = K_{t-1} + N_t + R_t + B_{t-\frac{n}{2}} - (N_{t-n} + R_{t-n} + B_{t-n})$$

K_t : 当年度のストック額

N_t : 当年度の新設費

R_t : 当年度の更新費

$B_{t-\frac{n}{2}}$: 耐用年数の半分の年数が経過した際に災害復旧が生じたと仮定し、その差分を調整するための項

N_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の新設費

R_{t-n} : 耐用年数(n)年前の更新費

B_{t-n} : 耐用年数 (n)年前の災害復旧費

t : データの所属する年度

n : 耐用年数

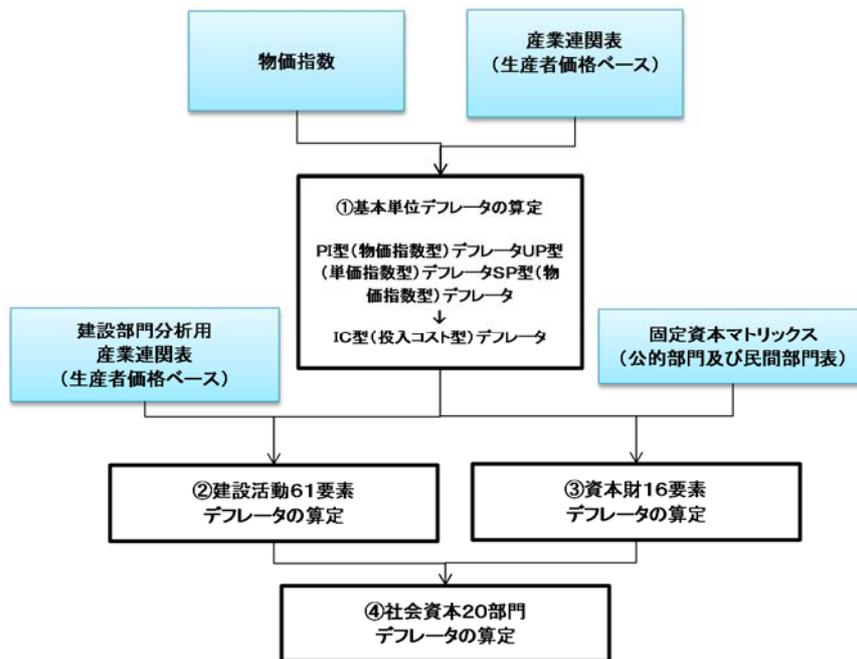
デフレーター

新設費・更新費・災害普及費の実質化に用いるデフレーターの推計方法は、「日本の社会資本」に掲載されている手法に従う。

なお、平成15年度までのデフレーターについては、国土交通省国土計画局の「国土基盤に関する将来展望調査」（平成17年度）と同様に、内閣府発行の「日本の社会資本」の推計で用いられている数値をそのまま採用する。

なお、延長推計する16年度以降だけでなく、過去の系列についても一部見直しを行っている。

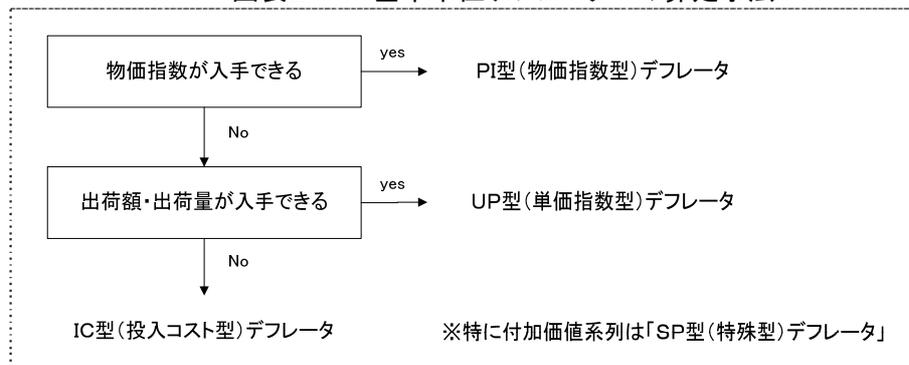
図表2-3 デフレーター算定の流れ



【基本単位デフレーターの算定】

基本単位デフレーターは、その財の特徴や既存物価統計の有無等に応じ、物価指数型（PI型）、単価指数型（UP型）、投入コスト型（IC型）及び特殊型（SP型）の4種類の中のいずれかによって、1次統計資料から算定する。

図表2-4 基本単位デフレーターの算定手法



基本単位デフレーターの算定に必要なデータは以下の通りである。

図表2-5 デフレーター推計に用いる1次統計資料

	出典	暦年 公表	年度 公表	備考
農業物価統計（A P I）	農林水産省統計情報部	◎		平成 17 暦年=100 に換算した上で、当年の 3 / 4 と次年の 1 / 4 を合成して年度系列を作成。
消費者物価指数統計年報（C P I）	総務省統計局	◎	◎	平成 22 年基準接続指数の年度平均値を利用。平成 17 年暦年平均=100 に換算して利用。
The NUCLEAR Review	米 TRADE TECH 社	—	—	月次データのため、4 月～翌年 3 月までの平均を年度値とする。ただし、平成 16 年度以降は、燃料棒が IC 型に変更したため、使用していない。
企業物価指数（CGPI） 輸入物価指数 輸出物価指数	日本銀行調査統計局	○	◎	月次データのため、4 月～翌年 3 月までの平均を年度値とする。（税込値） なお、平成 17 年基準指数のない過去分については平成 12 年基準指数における変化率を適用して遡及。
東京都区部一般汚水使用料	東京都下水道局広報係	—	—	実績ベース（月次） 4 月から翌年 3 月までの平均。
機械統計年報	経済産業省経済産業政策局	◎	◎	時系列データは年度ベースのデータを適用。平成 17 年基準変換のために、平成 17 暦年データを適用。
経済統計年報	日本銀行調査統計局			
国内銀行貸付金利			◎	
1 年物定期預金			◎	
全国証券取引売買		◎		当年の 3 / 4 と次年の 1 / 4 を合成して年度系列を作成
全国手形交換		◎		
工業統計表	経済産業省経済産業政策局	◎		当年の 3 / 4 と次年の 1 / 4 を合成して年度系列を作成。
電通広告年鑑	(株) 電通		◎	休刊となったため、2010 年度以降は 2009 年度と同値。
交通関連統計資料集（旧「陸運統計要覧」等から統合）	国土交通省		◎	当年の 3 / 4 と次年の 1 / 4 を合成して年度系列を作成。

各算定方法は以下の通りである。

- PI型(物価指数型)デフレーターの算定…………… 得られたデータをそのまま採用。
- UP型(単価指数型)デフレーターの算定…………… 出荷量と出荷額から単位量あたりの価格を算定し、指数化。
- IC型(投入コスト型)デフレーターの算定

投入コスト型デフレーターは、単位生産当たりの投入コストの変化を当該財の価格の変化とみなすもので、名目生産者価格ベースの産業連関表の投入額をウェイトとして計算する。具体的には、投入額が上位 10 品目以内かつ投入係数が 1%以上の投入要素（中間財、労働サービス、資本サービス）について、下式のように推計する。

【基本パターン】の計算

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

【投入品目に未知の IC型デフレーターを含むパターン】の計算

$$\begin{bmatrix} D_1 \\ D_2 \\ \dots \\ D_n \end{bmatrix} = \left[I - \begin{bmatrix} b_{1,1} & b_{1,2} & \dots & b_{1,n} \\ b_{2,1} & b_{2,2} & \dots & b_{2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n,1} & b_{n,2} & \dots & b_{n,n} \end{bmatrix} \right]^{-1} \begin{bmatrix} b_{n+1,1} & b_{n+1,2} & \dots & b_{n+1,n} \\ b_{n+2,1} & b_{n+2,2} & \dots & b_{n+2,n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ b_{n+m,1} & b_{n+m,2} & \dots & b_{n+m,n} \end{bmatrix}^t \begin{bmatrix} d_1 \\ d_2 \\ \dots \\ d_m \end{bmatrix}$$

ただし、 $b_{i,j} = \frac{a_{i,j}}{\sum_{k=1}^{m+n} a_{k,j}}$

- D_i : デフレーター未知である*i*財のデフレーター
- d_i : デフレーター既知である*i*財のデフレーター
- a_{ij} : *j*部門の*i*財の投入係数

【SP型デフレーターの算定】

図表2-6 SP型デフレーターの算定方法

SP型基本単位デフレーター	算定方法
公的金融（帰属利子）	全国銀行貸付金利、1年物定期預金、国内企業物価指数（旧国内卸売物価指数）
民間金融（帰属利子）	
公的金融（手数料）	全国証券取引売買、全国手形交換、国内企業物価指数（旧国内卸売物価指数）
民間金融（手数料）	
賃金・俸給	単位労働者の単位時間あたりの現金給与額 ＝現金給与総額指数／総実労働時間指数
社会保険料	
その他の給与及び手当	
営業余剰	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
資本減耗引当	木造住宅、非木造非住宅、鉱山・土木建設機械、運搬機械、その他の自動車、その他の機械・同部品、理化学機械デフレーターの合成
間接税	総合企業物価指数（旧国内総合卸売物価指数）
経常補助金	

【建設活動 61 要素デフレーター及び資本財 16 要素デフレーターの算定】

$$D_j = \frac{\sum_i a_{i,j} d_i}{\sum_{i=1}^m a_{i,j}}$$

d_i : 基本単位デフレーター ($i=1 \sim 179$ 建設活動、 $i=1 \sim 68$: 資本財)

$a_{i,j}$: 建設活動 j に対する品目 i の投入係数 ($j=1 \sim 61$: 建設活動)

資本財 j に対する品目 i の投入係数 ($j=1 \sim 16$: 資本財)

D_j : 建設活動 j のデフレーターまたは資本財 j のデフレーター

【20部門デフレーターの算定】

建設活動 61 要素デフレーター及び資本財 16 要素デフレーターを、投資構成をウェイトとして合成し、算出する。

2.6.2 分野別新設費・災害復旧費・更新費の全国値の推計

(1) 道路分野

【推計の対象】

道路分野の推計対象を、「道路改良」、「橋梁整備」、「舗装新設」の3小分野とする。

【推計に用いたデータ】

「道路統計年報」の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する以下のデータを使用。

図表2-7 道路分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1949年度 ～1951年度	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の 改良費	特殊国道（直轄、府県、五大市）、国道（直轄、府県、五大市）、都道府県道（府県、五大市）、一般府県道（府県、五大市）、市道（その他市施行、五大市）、町村道（町村）の 維持修繕費	
1952年度 ～1954年度	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の 改良費	一級国道（直轄施行、府県施行）、二級国道（直轄施行、府県施行） 主要地方道（府県施行） 地方道以外の都道府県道（府県施行） 市道（市施行） 町村道（町村施行） の 維持修繕費	
1955年度 ～1965年度	一般道路事業（直轄）の 道路改良、橋梁整備、舗装新設	一般道路事業（直轄、国庫補助、地方単独）の 橋梁補修、舗装補修、その他修繕、維持	
1965年度 ～2011年度	一般道路事業（国庫補助、地方単独）の 道路改良、橋梁整備、舗装新設、特殊改良		一般道路事業（直轄、国庫補助、地方単独）の 道路災害、橋梁災害
備考	1970年度以降は用地補償費の実績値を按分して、1970年より前は推計により用地補償費を投資額より抜いている。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	その他修繕を道路の修繕とみなし、維持を道路、橋梁、舗装に按分している。 また、特殊国道、国道、一級国道、二級国道の直轄施行までを国とみなし、残りは地方とみなしている。	用地補償費の実績値を按分して用地補償費を災害復旧費から抜いている。

【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計と一致させており、道路局へのヒアリングに基づいている。

道路... 60年、橋梁... 60年、舗装... 10年

(2) 港湾分野

【推計の対象】

港湾分野の推計対象を、「交通施設」、「係留施設」、「その他」の3小分野とする。

【推計に用いたデータ】

国土交通省港湾局の港湾施設の建設費、維持管理費、災害復旧費に関連する下表のデータを使用。

ただし、2004年度以降についてはこれらの資料が入手できないことから、「港湾整備特別会計」（決算書）の「港湾整備勘定」及び「特定港湾施設工事勘定」の事業費の合計（平成20年度以降は「社会資本整備事業特別会計」の「港湾勘定」）を、新規改良費・維持補修費・災害復旧費で按分したものをデータとして使用している。

図表2-8 港湾分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1875年度 ～2003年度	「交通施設」、「係留施設」、 「その他」とも国土交通省港 湾局提供資料のうち、 新規改 良費 を利用	「交通施設」、「係留施設」、 「その他」とも国土交通省 港湾局提供資料のうち、 維 持補修費 を利用	「交通施設」、「係留施設」、「そ の他」とも国土交通省港湾局 提供資料のうち、 災害復旧費 を利用
備考	港湾局の原典は、高橋宏直，後藤文子，横田弘[2005]「港湾施設の維持補修・更新費の将来推計」国総研資料257号（ http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0257.htm ）		

【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させている。

交通施設 … 60年

係留施設 … 50年

その他 … なし

(3) 空港分野

【推計の対象】

空港分野の推計対象を、「航空路」、「空港」の2小分野とする。なお、航空路は航空保安施設などを含み、また空港は滑走路等を含むものである。

【推計に用いたデータ】

1971年以降について、港湾分野の建設費、維持管理費、災害復旧費に関する以下のデータを、国土交通省航空局から入手して使用。ただし、成田空港、関西空港、中部空港に該当する金額については、特殊会社に行っていることを鑑み、推計の対象から除外。

なお、2004年度以降についてはこれらの資料が入手できないことから、「空港整備特別会計」（決算書）の事業費の合計（平成20年度以降は「社会資本整備事業特別会計」の「空港整備勘定」）を新設・改良費とみなし、それを「航空路」と「空港」の比率で按分したものをデータとして使用。このとき、「災害復旧費」については2000年度から2003年度までの期間同様にゼロとする。

図表2-9 空港分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1971年度 ～2003年度	空港： 国土交通省航空局資料 「 空港の整備に係る総投資額 」 航空路： 国土交通省航空局資料 「 航空保安施設の整備に係る総投資額 」	空港： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 国内空港維持費 」、「 国際空港維持費 」 より対象外空港分を除いた額 航空路： 国土交通省航空局資料(予算参考書) 「 航空路施設維持費 」	内閣府「日本の社会資本」のデータを用いる
備考	<p>(空港維持費の算出方法)</p> <p>①：空港等維持運営費より国内空港維持費、国際空港維持費を抜き出す。(予算額については、別添電子データの国土交通省所管予算参考書(地方航空局、空港整備特別会計編)を参照。②、⑤、⑥も同様)</p> <p>②：空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中①の割合分を抜き出す。</p> <p>③：①と②を合算。(＝羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場に係る年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>④：二種b空港及び三種空港に係る維持管理投資の推定値を③に加えるため、以下の計算をおこなう。(旅客数については、別添電子データの空港管理状況調査を参照。なお、旅客データについては、直近10年のものを用いることとする。)</p> <p>③×(全空港の旅客数－成田空港、関西国際空港の旅客数)／羽田空港、伊丹空港、二種a空港及び共用飛行場の旅客数 (＝全空港(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>⑤：空港等維持運営費より航空路施設維持費を抜き出す。</p> <p>⑥：空港等維持運営費中人当経費について、人当経費以外の経費中⑤の割合分を抜き出す。</p> <p>⑦：⑤と⑥を合算。(＝航空路施設の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>⑧：④と⑦を合算。(＝全空港等(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港を除く)の年度毎の推定維持管理投資)</p> <p>*2種b空港は、旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部の5つの空港である。</p>		

【耐用年数】

耐用年数は、各小分野においてそれぞれ、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省総合政策課の推計に一致させており、航空局へのヒアリングを実施した結果である。

航空路... 9年、空港 ... 50年

(4) 住宅分野

【推計の対象】

推計対象を、国、地方公共団体が管轄している賃貸住宅と地方住宅供給公社が管轄している賃貸施設を対象とする。なお、地方住宅供給公社が管轄している賃貸住宅については、前年度調査同様に対象外とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003年度）のデータを用いた。1958年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1958年度ストック額から割り戻して推計している。

新設・更新費、維持管理費、災害復旧費として使用したデータの「建設業務統計年報」における名称は以下のとおりである。

図表2-10 住宅分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 国庫補助 ①公営住宅計 ②公営住宅建設推進計 ③特定有料賃貸住宅計 ④住宅地区改良計 ※用地先行取得費、用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①賃貸住宅新設改良計 ②住宅地区改良新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く 3) 地方住宅供給公社 ①賃貸住宅 (前年度調査から対象外) ②賃貸施設 ※用地造成費、用地費、補償費を除く	1) 地方単独 ①賃貸住宅維持補修計 ②住宅地区改良維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 国庫補助 ①公営住宅計 ※用地費、補償費を除く

※2004年以降はデータが公表されていないため2003年の値を用いる。

【耐用年数】

前回推計と同様、建設年度による技術革新等の影響を考慮し、着工年度により、以下のように設定する。

- 1950年代以前着工： 31年
- 1960年代着工： 41年
- 1970年代以降着工： 61年

(5) 都市公園分野

【推計の対象】

本推計における対象を、国、地方公共団体が管轄している都市公園とする。

【推計に用いたデータ】

投資額のデータには「建設業務統計年報」（1959～2003年度）を使用。ただし、1958年度以前については、「日本の社会資本」の1958年度ストック額から割り戻して推計。

また、建設業務統計では、直轄の維持管理費は新設改良費に含まれて計上されていることから、前回以前まではこれを新設改良費と見なして扱っていたが、前年度調査から、維持管理費分を切り分け、別の費用として推計を行っている。1996年～2003年の維持管理費については、国土交通省からデータを入手することができたためこれを用いているが、1995年以前については、1996～2003年の新設改良費と維持管理費の比率の平均値で按分している。

図表2-11 都市公園分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 直轄+国庫補助 ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①都市公園新設改良計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 地方単独 ①都市公園維持補修計 ※公有財産購入費、補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①都市公園計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①都市公園計 ※公有財産購入費、補償金を除く

※2004年度以降についてはデータが公表されていないため2003年度の値を用いる。

【耐用年数】

従来推計と同様に、一律で43年と設定する。

(6) 下水道分野

【推計の対象】

下水道分野の推計対象を、「管きよ」、「処理場」の2小分野とする。

【推計に用いたデータ】

「下水道統計」（社団法人日本下水道協会）を推計のデータとして用いる。下水道統計において新設・更新費、維持管理費、災害復旧費とした費目ないしその推計方法は下表のとおりである。

図表2-12 下水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費 とみなした費目	維持管理費 とみなした費目	災害復旧費 とみなした費目
1953年度 ～1966年度	新設改良費（事務費、工事費、雑費）を「管きよ」と「処理場」に按分	維持費（事務費、作業費、補修費、雑費）を「管きよ」と「処理場」に按分	内閣府「日本の社会資本」 ※2004年度から2006年度 は2003年度以前のデータ の平均値とする。
1967年度 ～1977年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 建設費 （管きよ、処理場）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 維持管理費 をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	
1978年度 ～1985年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 建設費 （管きよ、終末処理場費）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 維持管理費 （管きよ、終末処理場費）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	
1985年度 ～2011年度	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 建設費 （工事費計）をそれぞれ「管きよ」と「処理場」に割り振る	公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全下水道の 維持管理費 （管路、ポンプ場、処理場、その他）をそれぞれ「管路」、「ポンプ場」と「その他」の一部を「管きよ」に、「処理場」と「その他」の一部を「処理場」に割り振る	

【耐用年数】

耐用年数は、従来どおり、以下のように設定する。なお、耐用年数は国土交通省都市整備局下水道部へのヒアリングを基に、同総合政策課の推計方法と一致させている。

管きよ...60年

処理場...33年

(7) 治水分野

【推計の対象】

治水分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している河川、ダム、砂防、治水機械とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は「建設業務統計年報」（1959～2003年度）のデータを用いた。1958年度以前の投資額は、「日本の社会資本」のデータを「建設業務統計年報」の1960～2000年度までの河川、ダム、砂防、治水機械の平均比率で按分して推計している。

図表2-13 治水分野における推計に用いたデータ

小分野	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
河川	1) 直轄+国庫補助 ①河川新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①河川計 ※補償金を除く
河川総合開発(ダム)	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発新設改良計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発維持補修計 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①河川総合開発計 ※用地費、補償費を除く
砂防	1) 直轄+国庫補助 ①砂防新設改良計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防新設改良計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防維持補修計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防維持補修計 ※補償金を除く	1) 直轄+国庫補助 ①砂防計 ※用地費、補償費を除く 2) 地方単独 ①砂防計 ※補償金を除く
治水機械	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械購入 ※用地費、補償費を除く	1) 直轄+国庫補助 ①治水機械修理 ※用地費、補償費を除く	

※2004年度以降はデータが公表されていないため2003年度の値を用いる。

【耐用年数】

耐用年数を、河川、河川総合開発（ダム）、砂防、治水機械別に、従来どおり以下のように設定する。

- 河川： 設定せず
- 河川総合開発： 80年
- 砂防： 67年
- 治水機械： 7年

(8) 海岸分野

【推計の対象】

海外分野の推計対象を、国、地方公共団体が管轄している海岸保全施設整備、海岸環境整備等とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は「海岸統計」（国土交通省河川局、1961～2011年度）のデータを用いる。1960年度以前の投資額は、「日本の社会資本」の1960年度ストック額から割り戻して推計している。ただし、従来同統計の補助事業に位置づけられていた事業の多くが、平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金に計上されるようになったため、平

成 22 年度以降の海岸統計では事業の項目が掲載されなくなる、または大幅に減額となった事業が存在している。また、現時点では社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金で実施されている事業から海岸分野の事業のみを把握することは困難な状況にある。今年度作業においては、これまでのデータの推移を鑑み、高潮対策事業、侵食対策事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業、海岸環境整備事業、海岸浄化対策事業、補修事業については平成 22 年度以降も 21 年度と同額が支出されたものとみなして推計を行った。

図表 2-14 海岸分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1) 直轄 ①直轄海岸保全施設整備事業 2) 補助 ①高潮対策事業 ②侵食対策事業 ③局部改良事業 ④海岸環境整備事業 ⑤海域浄化対策事業 ⑥公有地造成護岸等整備事業 ⑦津波・高潮危機管理対策緊急事業(2006 年度から) ※用地費、補償費は無視 3) 地方単独 ①単独事業費	1) 直轄 ①直轄海岸維持管理 ※沖ノ鳥島関連。前回推計では含めていなかった。 2) 補助 ①補修事業 3) 地方単独 ①単独補修費 ②単独維持管理費	1) 直轄 ①直轄海岸災害復旧事業 2) 補助 ①補助海岸復旧事業 3) 地方単独 ①単独災害費

【耐用年数】

従来と同じく、一律で 50 年 と設定する。

(9) 廃棄物分野

【推計の対象】

廃棄物分野の推計対象を、廃棄物処理施設及びし尿処理施設における中間処理施設、最終処分場、収集運搬施設とする。なお、収集運搬施設は、2006 年度以前の中間処理施設、最終処分施設の一部を組みかえて新たに設けられた費目であり、合計では従来の枠組みから変更がない。

【推計に用いたデータ】

投資額は、「日本の廃棄物」(環境省)をデータとして用いる。なお、各年度とも基本的に「日本の廃棄物」から以下の項目を収集しているが、年代によっては、旧厚生白書からのデータを使用している。

図表2-15 廃棄物分野における推計に用いたデータ

新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場、収集運搬施設の工事費	廃棄物処理・し尿処理の中間処理施設、および最終処分場の維持管理費	推計に反映させていない

【耐用年数】

耐用年数は、25年と設定する。なお、耐用年数を25年としたのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の調査結果に従ったものである。

(10) 水道分野

【推計の対象】

水道分野の推計対象を、地方自治体で水道事業を営んでいる地方公営企業の上水道事業及び用水供給事業とする。

【推計に用いたデータ】

投資額は、「水道統計」（厚生労働省）のデータを用いる。

図表2-16 水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1961年度～2000年度	『水道統計』のうち、「新設・拡張事業費」、「改良事業費」	『水道統計』のうち、上水道事業・用水供給事業の「人件費」、「動力費」、「修繕費」、「薬品費」を対象にする。	『日本の社会資本』の数値を使用する。 ※2004年度から2007年度はデータが公表されていないため、2003年度以前データの25年間の平均値を用いる。
1961年度～2011年度			

【耐用年数】

耐用年数は一律39年と設定する。なお、39年としたのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課の調査時に厚生省（当時）にヒアリングを行った結果、決定したものである。

(11) 工業用水道分野

【推計の対象】

工業用水分野の推計対象を、地方公共団体等が所有・管轄している工業用水道事業とする

【推計に用いたデータ】

投資額は、「地方公営企業年鑑」（総務省）から、工業用水事業について、下表の費目を抽出して用いる。

図表2-17 工業用水道分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～2011年度	『公営企業年鑑』の「建設改良費」から「職員給与費」と「建設利息」を差し引いたもの	『公営企業年鑑』の経常経費のうち「職員給与費」、「動力費」、「修繕費」、「材料費」、「薬品費」、「路面復旧費」を足した数値	災害復旧費はデータが公表されていないため考慮していない。

【耐用年数】

耐用年数を37年とする。なお、37年に設定したのは、平成13年度及び平成14年度の国土交通省国土計画局の調査において、経済産業省にヒアリングを行った結果に従ったものである。

(12) 治山分野

【推計の対象】

治山分野の推計対象を、国及び地方公共団体の治山対策事業とする。

【推計に用いたデータ】

新設改良投資は、「行政投資実績」の治山分野の投資額をデータとして使用する。また、用地補償費については、治山事業の性格上、ほとんど発生していないことから、ゼロと仮定する。災害復旧費については、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、日本の社会資本と同様のデータを利用し、2004年度以降については過去の平均値を仮定する。維持・修繕費については、治水分野の砂防ダムにおける実績データ比率を活用して算定する。

* (参考) 日本の社会資本における投資額の定義

・名目投資実績額

治山事業を対象とし投資額を調査した。

なお、1974年度以前の新設改良費には維持補修費および用地費、補償費が含まれている可能性があるが、その比率は小さいので無視する。

図表2-18 治山分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～1999年度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	治水分野の砂防ダムの実績比率より、投資額を治山分野に置き換えて推計する	『日本の社会資本』の治山分野の災害復旧費
2000年度 ～2011年度	『行政投資実績』の治山分野の「投資額」	※2003年以降はデータが入手できなかったため、2001年から2002年の変化率を2003年以降に適用し、推計する。	※2004年以降はデータが公表されていないため、2003年以前のデータの平均値を用いる。

【耐用年数】

耐用年数は67年と設定する。なお、この設定に当たっては、平成13年度及び平成14年度の推計時に農林水産省に対しヒアリングを行っている。

(13) 農林漁業分野

【推計の対象】

農林水産分野の推計対象を、国及び地方公共団体が行う「農業分野」「林業分野」「漁業分野」の事業とする。具体的には農業分野では「農業基盤整備」、「市場」及び「と畜場」、林業分野では「林道」及び「造林」、漁業分野では「漁港」を対象とする。

【推計に用いたデータ】

農林漁業分野の投資額の推計には、「行政投資実績」を使用する。ただし、農業分野の行政投資実績には、用地・補償費が含まれているため、その分を「農用地建設業務統計」（農林水産省）を利用し、合計額に占める用地・補償費の標準比率を算定（2.6%⁴）し、行政投資額に乗じて控除する。また、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、災害復旧費は、2003年度までは「日本の社会資本」のデータを利用し、それ以降については1970年度から2003年度までの平均を用いる。

また、林業分野・漁業分野でも同様に、行政投資実績では災害復旧費を各部門別に特定することが困難であるため、2003年度までは「日本の社会資本」と同じデータを利用し、2004年度以降については農業分野と同様とする。

なお、「造林」の災害普及費は、災害普及という概念が「森林災害普及事業」が創設された1981年度以降であるため、便宜上「林道」に含めて扱う。

農林漁業分野の維持管理費については、用地・補償費と同様に農用地建設業務統計から、

⁴ この標準用地・補償費比率2.6%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

標準維持・管理費比率（0.85%⁵）を求め、これを投資額に乗じて推計している。

図表2-19 農林漁業分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1958年度 ～1999年度	行政投資実績の投資額 (農業分野は、用地・保障費を推計で控除)	農用地建設業務統計の維持管理費比率を利用して推計	「日本の社会資本」のデータを 利用
2000年度 ～2011年度			※2004年度以降はデータが公表されていないため、2003年度以前のデータの平均値を用いている。

【耐用年数】

耐用年数を以下のように設定する。なお、これらの耐用年数は、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課調査時における農業の農林水産省、林道・造林の林野庁、漁港の水産庁に対するヒアリング結果に基づいている。

農業・・・53年、林道・・・47年、造林・・・45年、漁港・・・50年

(14) 学校分野

【推計の対象】

学校分野の推計の対象を、国及び地方自治体が設置した全ての学校とする。具体的には、国立大学、公立大学、公立の小・中・高等学校及び各種を対象としている。

【推計に用いたデータ】

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の1953年度から2003年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004年度以降については、「地方教育費調査（I全国集計）」の「資本的支出」の建築費の推移から地方自治体分を推計し、それに一定割合（2001年度から2003年の『日本の社会資本』の新設費と「地方教育費調査（I全国集計）」の「資本的支出」の建築費との比率）を乗じて、国及び地方自治体の分とする。

また、維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980年度以降の「地方公共団体設置」の学校を対象とする数値のみである。また国の維持管理費も文科省は把握していないことから、上記のデータが取れる1980年度以降については、「地方教育費調査報告」より地方歳出分の維持管理費のデータを捕捉し、これに一定割合（28%⁶）を乗じて国の分を推計する。1979年度以前については、維持管理費をゼロと仮定する。

⁵ この標準維持・管理比率0.85%は前年度版の推計方法に準拠したものである。

⁶ 前年度版に準拠している。

図表2-20 学校分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953年度 ～1979年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロと仮定	「日本の社会資本」のデータを利用
1980年度 ～1999年度	※2010年度以降は、 地方教育費調査報告の資本的支出の中の建築費の推移から推計	地方教育費調査報告の「幼稚園」	※2004年度以降はデータが公表されていないため、2003年度以前のデータの平均値を用いる
2000年度～ 2011年度		「小学校」、「中学校」、「盲・聾学校」、「高校全日制」、「高校定時制」、「中等教育学校」、「高等専門学校」の管理費、「小学校」、「中学校」の修繕費	

【耐用年数】

学校分野の耐用年数を39年で設定する。なお、これらの耐用年数は、平成13年度及び平成14年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。

(15) 社会教育分野

【推計の対象】

社会教育分野の推計の対象を、地方自治体が設置した全ての社会教育施設、社会体育施設、文化施設とする。なお、日本の社会資本では、それぞれが何を指すのか、その具体的定義を明らかにしておらず、本調査においてもそれを明確化することはできていない。

【推計に用いたデータ】

新設改良費及び災害復旧費は、『日本の社会資本』の1953年度から2003年度までの推計に使われたデータと同じ数値を使用する。2004年度以降の新設費については、「地方財政統計年報」（総務省）の「普通建設事業費」で2003年度から延長推計する。また、改良費は従来同様に耐用年数に達した2000年価格評価の新設費とする。維持管理費について、現時点で統計上取れるデータは、1980年度以降の「地方公共団体設置」の施設を対象とする数値のみである。そのデータが取れる「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費に関する歳出の合計額を本調査における維持管理費とみなし、1980年度以前のものについてはゼロとする。

図表2-21 社会教育分野における推計に用いたデータ

対象年度	新設・更新費とみなした費目	維持管理費とみなした費目	災害復旧費とみなした費目
1953 度 ～1979 年度	日本の社会資本の投資額データ	ゼロとみなす。	「日本の社会資本」のデータを利用
1980 年度 ～1999 年度	※2010 年度以降は「地方財政統計年報」の普通建設事業費の推移から推計	「地方財政統計年報」の社会教育費、保健体育費、学校総務費の建物の維持修繕費	※2004 年度以降はデータが公表されていないため、2003 年以前のデータの平均値を用いる。
2000 年度～ 2011 年度			

【耐用年数】

社会教育分野の耐用年数を 40 年と設定する。なお、これらの耐用年数は、平成 13 年度及び平成 14 年度の国土交通省総合計画課調査時における文部科学省へのヒアリングに基づいている。